

予算決算委員会文教厚生分科会 会議録

日 時 令和6年9月17日(火)
午前10時開会、午後4時30分閉会
場 所 第2委員会室

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項

(1) 付託された議案の審査

- ①認定第 1号 令和5年度土浦市歳入歳出決算の認定について：一般会計歳出中第2款（総務費）（第1項（総務管理費）に限る。）、第3款（民生費）、第4款（衛生費）（第1項（保健衛生費）に限る。）、第9款（教育費）、特別会計（国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計）、実質収支に関する調書（国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計）

- 4 閉 会

出席委員（7名）

委員長 矢口 勝雄
副委員長 田中 義法
委 員 吉田 千鶴子
委 員 鈴木 一彦
委 員 勝田 達也
委 員 福田 勝夫
委 員 平岡 房子

欠席委員（1名）

委 員 根本 法子

説明のため出席した者（21名）

保健福祉部長	羽生 元幸
社会福祉課長	坂本 英宣
障害福祉課長	白田 博規
高齢福祉課長	刈山 和幸
国保年金課長	武井 衛
健康増進課長	佐藤 千加子
こども未来部長	真家 達成
こども政策課長	中川 光美
こども包括支援課長	直井 洋明
保育課長	野中 佑起男

教育部長
教育総務課長
学務課長
学校給食センター所長
生涯学習課長
図書館長
文化振興課長
博物館副館長
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長
スポーツ振興課長
指導課長

加藤 史子
塚本 富美代
塚本 耕司
小池 政幸
矢内 良則
武藤 修美
佐賀 憲一
木塚 久仁子
比毛 君男
寺崎 敏彦
岩田 幸一

事務局職員出席者
主 幹 高橋 陽平

傍聴者（なし）

○矢口委員長 ただ今から予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。本日は根本委員が欠席でございます。委員の皆さんにお願いです。本日は決算の審査となりますので、決算書に記載の事業や金額等への質問になるようお願いいたします。また、審査の中で分科会長報告の中に意見として入れたい事項がありましたら、発言をする際に意見として入れたいとお願いいたします。審査の流れは、サイドブックス、文教厚生委員会、令和6年、9月17日開催、決算進行表に基づいて進めていきます。特別会計に関連がない執行部につきましては、特別会計が始まる前に退出いただきますので、よろしくをお願いいたします。それでは、早速審査に入ります。第2款総務費、第1項総務管理費から説明願います。

○矢内生涯学習課長 決算書の74ページを御覧ください。2款総務費、1項、1目一般管理費のうち、備考欄下段にあります亀城プラザ管理運営事業について、説明させていただきます。亀城プラザは、指定管理により運営しており、施設の管理運営費が主な経費でございます。12節委託料は、指定管理者である産業文化事業団への委託料、フロン排出抑制法に基づく空調機の定期点検委託料でございます。つづいて、75ページにかけての14節工事請負費については、停電の際、非常用照明の電源等で使用する直流電源装置の蓄電池の更新及び自動火災報知設備の更新に伴う工事費でございます。繰越明許費の353万1,000円につきましては、令和4年度に給水ポンプから漏水が発生したことから、予備費を充用して対応いたしました。ポンプユニットの製造に時間を要し、納期が遅れたため、予算を繰越しして、令和5年5月に工事を完了しております。

○矢口委員長 ただ今の件について、いかがでしょうか。
（「なし」という声あり）

○矢口委員長 それでは、次をお願いいたします。

○坂本社会福祉課長 108ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の主な歳出について、備考欄等にて御説明させていただきます。援護事務事業につきましては、令和5年9月3日に行いました戦没者追悼式の費用と土浦市遺族会への運営事業補助金を支出しております。行旅死亡人取扱事業では、昨年度、引取手のない死亡人12件の葬儀を行った事業費となっております。地域福祉推進事業は、民生委員、児童委員の活動に関する支出が主なもので、民生委員、児童委員239人分の補助金を民生委員協議会運営補助金として支出しております。108ページ下から109ページの社会福祉施設管理運営事業では、備考欄に記載のありますとおり、土浦市社会協議会への社会福祉センター、新治総合福祉センターの指定管理料、福祉バス運營業務委託料などのほか、社会福祉協議会職員の人件費等への補助金を支出しております。109ページの1番下の備考欄、多機関協働事業は、地域包括ケアシステムのふれあいネットワークを基に、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の1事業を社会福祉協議会に委託し、実施しております。110ページをお願いいたします。三つ目の物価高騰対応重点支援給付金給付事業は、令和5年度、非課税世帯に7万円を給付した事業で、1万6,187世帯に給付のほうを行っている事業費の支出となっております。国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金は当該特別会計への繰出金でございます。なお、詳細につきましては、それぞれの特別会計にて説明させていただきます。

○武井国保年金課長 つづきまして、2目国民年金事務費について、御説明いたします。国民年金事務費は、国からの受託事務等に係る経常的な経費で、人件費が主なものでございます。執行率は99パーセント、決算額は前年度比で119万3,224円、3.1パーセントの増となっております。増額となった理由は、期末手当の増額に伴う職員手当の増額が主な理由でございます。

○白田障害福祉課長 引き続き、決算書の111ページをお願いいたします。下段、3目障害福祉について、御説明いたします。障害者福祉費は、障害者総合支援法などに基づきます障害福祉サービスや各種福祉手当の手当などに係る費用が主なものです。補正予算につきましては、既存事業の予算不足のほか、当初予算にはなかった支出に係る増額補正が二つございました。一つは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る費用で、障害福祉サービスを提供している事業所に対します物価高騰対策支援です。この支援は、光熱費や食糧費などの上昇などの物価高騰に対しまして、障害福祉サービスを提供している事業所のサービス提供体制の維持を図ることを目的とした補助金支給事業で、増額補正を行っております。二つ目は、障害者の相談事業におきまして、委託契約に係る消費税の解釈の誤りから、現年度及び過去の委託契約に係ます消費税相当額の支払を行うため、増額補正を行っております。歳出の主なものを御説明いたします。111ページ、障害福祉費、備考欄の一つ目の事業、障害者ふれあい事業ですが、これは障害児者や保護者がほかの障害者との相互理解や福祉サービスについての見識を深めるため、毎年実行委員会にて実施して交流キャンプ事業というのございますが、この事業への市職員の派遣と補助金を交付している事業でございます。つぎに、決算書112ページをお願いいたします。備考欄の二つ目の事業、障害者福祉対策事業ですが、この事業の支出の多くは、12節委託料で、障害者自立支援センター指定管理指定委託料になります。このほか、19節扶助費に記載の障害者手帳取得申請に必要な医師診断書の作成費用助成のほか、備考欄記載のとおりでございます。つづきまして、決算書113ページをお願いいたします。備考欄の中ほど、

ページの下から数えますと、三つ目の事業です。障害者自立支援給付費支給事業は、障害者総合支援法におきますメインメニューとなります。障害者自立支援給付には障害者の地域生活を進めていく上での様々なメニューがございまして、障害のある方の居宅に訪問して支援を行う介護給付や就労訓練を行う訓練等給付の利用に係る費用の支給でございます。つづきまして、決算書114ページをお願いいたします。備考欄の初めに記載があります自立支援医療給付事業は、障害の除去、軽減になる医療について、医療費の助成を行っております。主な医療としては、人工透析や心臓ペースメーカー埋込手術などがございます。次の備考欄二つ目の事業、相談支援事業、重層的支援体制整備事業は、障害のある方や保護者などからの様々な相談事についての相談支援を委託にて行っております。また、備考欄を更に下、五つ目の事業、地域活動支援センター事業（重層的支援体制整備事業）についても、障害者の日中の居場所の提供のほか、相談支援を委託にて行っております。増額補正の説明でも触れましたが、この二つの事業については、委託に係る消費税の解釈の誤りから、21節補償金にて、過年度分消費税相当額の追加支払を行っております。つづきまして、115ページをお願いいたします。備考欄の1番下に記載の事業、障害者福祉施設等支援事業（重点支援事業）ですが、こちらも増額補正の説明で触れましたが、光熱費や食糧費の上昇による物価高騰に対して障害者支援施設への支援を行った事業で、市内の障害福祉サービス提供事業所に補助金の支給を行っております。障害福祉費は、以上でございます。つづきまして、決算書115ページ、4目つくしの家管理運営費について、御説明させていただきます。こちら、つくしの家管理運営費は、本市直営の福祉サービス事業所、土浦市つくしの家の管理運営費になります。つくしの家では、知的障害のある方に障害者総合支援法に基づきます支援サービスのうち、就労支援と生活介護の二つのサービス提供を行っております。115ページの備考欄を御覧ください。二つ目の事業になります。つくしの管理運営事業、主な歳出につきまして、御説明いたします。1節報酬は、つくし家の嘱託医及び支援員等の会計年度職員の報酬でございます。116ページをお願いいたします。備考欄中段の12節委託料は、記載にありますとおり、機械警備委託などの施設の管理、維持管理に係る定例的業務委託7件でございます。つぎに、福祉の決算の最後の御説明となります備考欄の18節負担金補助及び交付金は、茨城県社会福祉協議会など、各種協議会の加盟負担金及び研修会の参加費でございます。

○矢口委員長 ただ今までの説明につきまして、委員の皆様から質問等ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。第5目からお願いいたします。

○刈山高齢福祉課長 ページの117ページ、二つ目の箱になります。5目老人福祉費について、御説明させていただきます。老人福祉費につきましては、高齢者福祉サービスや高齢者の生きがいがづくり、老人福祉センターの管理運営など、高齢者福祉に要する費用となります。また、令和4年度まで介護保険特別会計で行ってまいりました事業が重層的支援体制整備事業に位置づけられ、一般会計に移行となっておりますことから、前年度と比べ31.2パーセントの増となっております。執行率につきましては、89.2パーセントでございます。左側の枠、補正予算につきましては、12月議会での物価高騰により、施設運営上大きな影響を受けている市内の高齢者福祉施設に対する高齢者福祉施設等支援事業及び老人福祉センターうららのエアコン更新工事の増額、職員人件費の減額の3件でございます。翌年度繰越明許費につきまし

ては、老人福祉センターうらのエアコン工事について、年度内に執行できず、令和6年度に繰越ししたものでございます。なお、老人福祉センターうらのエアコン更新工事につきましては、6月12日に終了いたしております。それでは、歳出の主なものについて、御説明させていただきます。備考欄、老人福祉対策事業につきましては、結婚後50年の金婚を迎えた方々をお招きして行う金婚をたたえる集いや100歳を迎えられた方々などをお祝いする敬老事業に係る経費、老人福祉センターの参加者とふれあいセンターながみね、真鍋事務庁舎の施設設備修繕に係る修繕料、高齢者クラブ活動費やシルバー人材センターに対する補助金のほか、高齢者や介護者が健康保持と心身の安らぎを得られるよう、はり、きゅう、マッサージ施術費の一部助成をする、はり、きゅう、マッサージ施術助成費や65歳以上の要介護4又は5の認定を受けられている方で、福祉施設に入所していない方に支給される寝たきり老人等福祉手当などの扶助費が主なものでございます。118ページをお願いいたします。備考欄二つ目、老人ホーム入所措置事業につきましては、現在入所中の1名分の措置費でございます。次の老人福祉協議会事業につきましては、土浦市社会福祉協議会に委託している事業や老人福祉センター3か所の指定管理料のほか、社会福祉協議会に対する補助金でございます。次の高齢者補聴器購入費助成事業につきましては、令和5年度からの事業で、令和5年度は100人分を予算化し、令和5年8月には申請が上限に達しましたが、そのうち2名の方が補聴器の調整がつかず未購入となり、1名の方が補助金が同額以下だったことから、4万8,000円の残額が生じてございます。次の社会福祉法人等利用者支援事業につきましては、社会福祉法人自らが低所得者に対し、利用者負担額を軽減した場合に、軽減額の一部を社会福祉法人に助成するもので、8事業所、83件の助成を行いました。次の介護サービス特別事業につきましては、要介護4又は5の方について、限度額を超えたサービス費の一部を助成する本市独自のサービスで、47件の助成を行いました。次の居宅介護サービス利用者負担額助成事業につきましては、低所得者に対する軽減策として居宅介護サービスの利用者負担額の一部を助成する本市独自のサービスで、1万9,241件の助成を行ってございます。119ページをお願いいたします。ふれあいセンターながみね管理運営事業につきましては、ふれあいセンターながみねの指定管理料が主なものでございます。次の高齢者移送サービス事業につきましては、土浦地区タクシー協同組合が運営するデマンド型福祉交通、のりあいタクシー土浦の年間費の一部を助成するための経費でございます。免許返納者に対しましては、年会費の全額を助成しております。年度末登録者数は、785人となっております。次の地域包括支援センター運営事業から120ページの地域包括支援センター運営協議会事業までの7事業が重層的支援支援体制整備事業に位置付けられたものでございます。重層的支援体制整備事業の主なものといたしましては、119ページ、備考欄三つ目の地域包括支援センター運営事業の市内2か所の地域包括支援センター運営委託料、市内の中学校区に設置してある地域包括支援センター、ランチの運営委託料、二つ下の生きがい対応型デイサービス事業の実施団体に対する運営費の補助、次のシルバーリハビリ体操教室事業の運営委託料が主なものでございます。つぎに、120ページをお願いいたします。備考欄三つ目の一人暮らし老人等緊急通報システム事業につきましては、事業の委託料が主なものでございます。次の老人福祉センター等整備事業につきましては、老人福祉センターながみねのプール床改修工事でございます。次の高齢者福祉施設等支援事業につきましては、物価高騰により、施設運営上大きな影響を受けている市内の高齢者福祉施設226事業所に対する補助でございます。

○武井国保年金課長 6目医療福祉費、医療福祉助成事業について、御説明いたします。小児、一人親家庭、妊産婦、重度心身障害者等に対する医療福祉費支給制度、通称マル福に係る経費でございます。令和5年度受給対象者数は2万3,729人、前年度比で449人、1.9パーセントの減となっております。受給対象者数は減少となっておりますが、決算額は前年度比較で6,618万1,713円、6.8パーセントの増で、執行率は99.9パーセントとなっております。主な増額の要因としましては、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行したことにより行動制限がなくなり、感染症等による受診が増加し、特に小児医療扶助費が前年度比で、県制度分が12.8パーセント、市単独分が19.9パーセント、それぞれ増加したため、当初予算では不足が生じるおそれがあるため、3月議会で増額補正を行いました。その後も想定以上に感染症等が拡大し、医療助成費が不足したため、ほかの予算科目からの流用も行っております。122ページをお願いします。中段ですが、8目後期高齢者医療給付費でございます。令和5年度被保険者数は2万3,274人、前年度比で748人、3.3パーセント増となっております。後期高齢者医療給付費は、後期高齢者医療制度を運営する茨城県後期高齢者医療広域連合への負担金でございます。執行率は99.9パーセント、決算額は前年度比で7,280万6,860円、5.1パーセントの増となっております。18節負担金補助及び交付金の備考欄、1行目に記載の後期高齢者医療広域連合市町村負担金は、広域連合の人件費や事務経費等に対する負担金、また、その下の後期高齢者医療給付費市町村負担金は、医療給付費に係る負担金でございます。

○坂本社会福祉課長 9目生活困窮者自立支援事業でございます。本事業は、経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者に対しまして、生活保護に至る前の段階から支援を行う自立の促進を図るものでございます。123ページをお願いいたします。備考欄の自立相談支援事業は、自立に向けた相談体制を確立する事業で、社会福祉協議会への委託料となっております。重層的支援体制事業に組み込まれているものでございます。生活困窮者支援等のための地域づくり事業は、社協への委託料で、各地区公民館にいる地域ケアコーディネーターである社会協議会の人件費等の一部、こちらと同じように重層的支援体制に組み込まれているものでございます。10目価格高騰対応重点支援給付金事業は、令和5年度非課税世帯に3万円を給付した事業で、1万5,252世帯に給付しております。11目の価格高騰緊急支援給付金給付事業の返還金は、令和4年度実施の非課税世帯に5万円を給付者事業の精算に伴う返還金で、124ページの12目非課税世帯に対する臨時特別給付金事業の返還金は、令和4年度実施の非課税世帯に10万円を給付した事業の精算に伴う返還金でございます。

○矢口委員長 5目から12目まで御説明いただきました。この件につきまして、質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、私のほうから1件だけ質問させていただきます。118ページの5目老人福祉費の中の老人ホーム入所措置事業について、伺います。対象がお1人でしょうか。

○刈山高齢福祉課長 対象はお1人でございます。

○矢口委員長 お1人ということですが、お1人でこの金額ということは、年度によっては、人数によって大きく金額が変わってくる内容なのかなと思うんですが、この点について、少し御説明いただけますでしょうか。

○刈山高齢福祉課長 こちらにつきましては、高齢者がお一人で生活できない方、この入所されてる方は全盲の方でございまして、盲人のナザレのほうに入所されてございます。この制度ができましたのは、いわゆる介護保険制度の以前からございましたもので、近年につきましては、基本的には介護保険制度を使っただいて入所するというのが基本になってございます。そのため、2年前には3名おりましたけれども、1名に減っておりまして、その後に入所するということはあまり想定できないかなと思っております。

○矢口委員長 多くて今後も1名程度、この方が利用なくなったら、もしかすると、この制度を利用される方はいないというふうなことでよろしいでしょうか。

○刈山高齢福祉課長 おっしゃるとおりでございまして、ただ、県のほうでは制度の事業所自体を存続させたいというところがございまして、措置される方がいらっしゃれば、御利用いただきたいという旨の案内が来ているような状況でございまして。ただ、本市といたしましては、こういう委託料が掛かるところでございまして、その辺は介護保険制度が優先されますので、そういったところを利用しながらやっていきたいと考えております。

○矢口委員長 ほかにいかがですか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、続いてまいります。第2項児童福祉費をお願いいたします。

○中川こども政策課長 つづきまして、2項児童福祉費について、御説明いたします。1目児童福祉総務費です。子供子育てに関する計画策定や保育施設更新計画に関する事業などに係る経費で、執行率は96.6パーセントでございまして。主な事業を御説明いたします。備考欄3項目、子ども・子育て支援事業計画策定事業でございまして。こちらは令和7年度からの第3期計画をこども大綱やこども基本法を踏まえ、子供の貧困対策、ヤングケアラー対策も含んだ計画としまして、令和5年度と6年度にかけて策定をしております。国からの情報が大幅に遅れたため、5年度内に予定しておりました業務の一部が実施できませんでして、6年度に繰越しをしております。委託料については、この業務の出来高予定額の9割を支払っております。つづきまして、こども政策管理事業です。子供関連施策や保育施設等の更新に係る事業でございまして。125ページをお願いいたします。12節委託料は、保育施設更新計画に基づき、更新予定の荒川沖保育所の概算事業費の調査に係る委託料です。24節積立金は、民生費と教育費への寄附金をこども未来基金に積立てたものでございまして。つづきまして、125ページの下段、2目児童福祉対策費になります。出会いから結婚、妊娠から子育てまで、切れ目ない支援に係る費用で、執行率は77パーセントでございまして。126ページをお願いいたします。一つ目のファミリーサポート事業の項目になります。協力会員と利用会員の会員制でできておりまして、保育施設の送迎、保育終了後の学校の放課後や放課後児童クラブ終了後の預かりなどの支援をしております。社会福祉協議会に委託をしております委託料となります。つづきまして、子どもの学習支援事業になります。こちらは生活困窮者世帯の子供に対し、学習支援の提供や児童等の悩みや進学についての助言を行うもので、社会福祉協議会とNPO法人に委託をしております委託料でございまして。5年度で登録児童数が社会福祉協議会で30名、NPOで16名となっております。つづきまして、その下の産前産後家事ヘルパー派遣事業になります。こちらは支援が必要な妊産婦に対してヘルパー派遣による家事援助サービス提供し、産前産後の精神的、肉体的な負担を軽減し、虐待等のリスクを未然に防止する事業でございまして。委託料は、サービス単価から自己負担500円を差し引いた額

で、サービス業者に支払っているものでございます。つづきまして、1番下の項目になります。支援対象児童等見守り強化事業です。日常的に見守りが必要な支援児童及び世帯を対象としまして、宅食を含めた訪問型事業となっております。NPO法人のほうに委託をしている事業費になります。つづきまして、127ページになります。下の項目から2番目になります出産・子育て応援事業（経済的支援）になります。妊娠出産時の孤立感、不安感を解消するため、伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施するもので、こちらは経済的支援になります妊娠届出時と出産後、それぞれ5万円ずつ現金を給付しております。支給実績としましては、1,500件を支給しております。その下、出産・子育て応援事業と伴走型支援になります。これは、先ほどの経済的支援と一体的に実施するもので、保育士等の専門職が面談を行い、相談や必要な支援を行うものです。主な経費としましては、会計年度職員の助産師に係る費用でございます。面談実績としましては、妊娠届出時に837件、乳幼児全戸家庭訪問時に723人の訪問をしております。つづきまして、128ページをお願いいたします。マタニティータクシー利用料金助成事業でございます。こちらは、妊産婦の経済的負担の軽減を図る目的としまして、妊産婦が健診時などに利用するタクシー料金の一部を助成するもので、助成利用人数延べ993人の支出でございます。つづきまして、その下、こども食堂運営支援事業でございます。こちらは、各地区で実施しているこども食堂に対し食材等の物価高騰相当分を補助しております。こども食堂の8団体に支出したものでございます。つづきまして、3目児童手当費になります。こちらは児童手当支給に係る費用で、支給執行率は98.7パーセントになります。1段目は、児童手当支給事業でございます。支給延べ人数16万2,421人の手当分でございます。その下、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親以外分になります。こちらは、物価高騰対策としまして、低所得の子育て世帯に対し児童1人につき5万円を支給したものでございます。つづきまして、次のページ、129ページをお願いします。母子父子福祉費でございます。こちらは、ひとり親世帯を支援するための手当の費用でございます。執行率98.2パーセントです。1段目、児童扶養手当事業は、ひとり親世帯の支給に係るもので、認定件数は1,280人でございます。つづきまして、その下2段目、高等職業訓練促進給付金等事業でございます。こちらは、ひとり親世帯の親が就職に有利な資格取得のための支援としまして、就学中に給付をするものでございます。こちらは、給付人数は対象人数17名に給付してございます。つづきまして、1番下の項目、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金でございます。先ほど御説明しました物価高騰対策給付のひとり親世帯分の給付対象になります。支給者数が1,294名になります。

○野中保育課長 第5目の保育費から第7目の児童館費について、順次御説明させていただきます。5目保育所費につきましては公立の保育所4所と認定こども園1園の管理運営や地域子育て支援センターなどに係る経費で、予算に対する執行率は95.8パーセントでございます。右の欄の区分になりますが、補正予算額の主なものは、職員の人件費になりますが、年度当初73名で見込んでおりましたが、72名になったため、12月議会で減額補正を行ったものでございます。継続費及び繰越事業費繰越額は、133ページの認定こども園土浦幼稚園整備事業の中で、12節委託料としまして整備工事監督委託料を、14節工事請負費としまして整備工事費のほうに支出しております。130ページのほうに戻っていただきまして、不用額の主なものは、1節の報酬で、当初予定していた会計年度任用職員の保育士等の人数を確保できなかったものと、10節需用費で光熱水費等が当初予想した金額より減額になったもので

ございます。それでは、主な事業としまして、新規事業と予算とかい離があった事業について、御説明させていただきます。131ページのほうをお願いいたします。備考欄の中段になりますが、障害児保育推進事業につきましては、予算に対する執行率が85.1パーセントになっております。この理由は、公立保育所等でお預かりしている障害児が当初予想より少なかったためでございます。132ページのほうをお願いいたします。備考欄の上から一つ目の公立保育所等主食提供事業につきましては、こちらは新規事業になりますが、3歳児から5歳児の給食での保護者の負担を軽減するため、主食を施設で提供し、完全給食を実施するものでございます。昨年10月から土浦幼稚園で実施していますが、予算に対する執行率が83.9パーセントになっております。この理由は、17節備品購入費の中で、食品消毒保管庫のほうが予想より安く購入できたものでございます。つぎに、同じ備考欄の上から二つ目、医療的ケア児保育支援事業につきましては、こちらも新規事業になりますが、公立保育所等において医療的ケア児を受け入れる体制を整備したものでございます。昨年度に初めて荒川沖保育所で1名を受入れましたが、予算に対する執行率が81.6パーセントになっております。この理由は、1節の看護師の報酬になりますが、年度途中からの採用だったため、当初予想した金額が減額になったものでございます。133ページのほうをお願いいたします。つづきまして、6目の私立保育園費につきましては、市内16か所の民間保育所及び12園の認定こども園、8園の地域型保育施設、そして、市内の児童が通園している市外の保育施設の運営に係る経費で、予算に対する執行率は95.4パーセントでございます。右の欄の部分になりますが、補正予算額の主なものは、3月議会で、この時点で実績が確定していた民間保育園等に対する補助金などについて、当初見込みより実績が下回ったものについて、減額補正のほうを行ったものでございます。不用額につきましては、国が定める保育単価と各保育施設が受入れた児童数等に応じ、私立保育園等に施設型給付費のほうを毎月支給しておりますが、年度末に確定する加算額のほうを毎月の請求額に加えた額が年間の実績額となり、この処理が次年度にまたがるため、不用額が多くなってございます。それでは、主な事業としまして、当初予算にはなく、年度中に補正させていただいた事業について、御説明させていただきます。135ページのほうをお願いいたします。備考欄の上から3番目になりますが、私立保育園整備事業につきましては、昨年度当初に新生めぐみ保育園が開園いたしました。開園する前に使用していた仮園舎をめぐみ保育園の分園として整備するため、増額補正のほうを行いました。つぎに、上から4番目になりますが、私立保育施設等送迎バス安全装置設置事業につきましては、6月議会で市内民間保育園等で使用する送迎用バスの降車時にバス内に児童が置去りになることを防ぐため、安全装置の設置を補助する増額補正のほうを行ってございます。つぎに、下から1番目になりますが、国庫支出金返還事業につきましては、3月議会で令和4年度に実施した子ども・子育て支援交付金等について、精算の結果、返還金が生じたことから、返還金の増額補正を行っております。136ページのほうをお願いいたします。備考欄の上から4番目になりますが、私立保育所等運営支援事業につきましては、12月議会で私立保育園等の保護者の負担軽減を図るため、保育園の給食費の値上げ相当分を補填する増額補正を行ってございます。つづきまして、7目児童館費につきましては市内3か所の児童館の管理運営に関する経費で、予算に対する執行率は98.1パーセントでございます。右の欄になりますが、補正予算額につきましては、人件費になりますが、年度当初10名を予定しておりましたが、1名増員となり、1

1名になったことから、12月議会で増額補正を行ってございます。事業になります
が、市内にある3児童館のそれぞれの管理運営事業になります。

○矢口委員長 第2項児童福祉費、第1目から第7目まで御説明いただきました。た
だいまの件につきまして、御質問等ございますか。

○吉田(千)委員 127ページの児童福祉費の出産・子育て応援事業の伴走型のと
ころなんですけれども、件数を伺いました。保健師さん、助産師さん、どういった方
が訪問なのか。もう一度お聞かせください。そして、その人数、訪問も723人でご
ざいましたので、これ延べ人数ということですかね。そういった方に今訪問するに当
たって、そういう方々が足りているのかという、そういう視点からの質問ということ。
それから、差し障りがなければ、どういった主な相談というか、1番困っているなど
感じるようなこと。そんな主立ったことについて、もしお聞かせいただければという
ふうに思います。

○直井こども包括支援課長 実際にこの訪問を行っているのは、こども包括支援課の会
計年度の助産師が2名います。保健師は地区担当制で、8地区に保健師がいますので、
その保健師も実際に訪問しております。ですので、主に助産師が中心なんですけど、い
ろいろ困難なケースだったりとかあるのが、事前に分かれば、保健所も一緒に実施い
たしております。それで、実際に利用者の声というか、聞いたのは、核家族化で、お
母さんが1人で子育てをするパターンが多いと思うんですね。旦那様の支援とかあれ
ばもちろんあれなんですけども、そういったことが多くて、義理の父親とか、母親と
か、自分の父親とか、母親とかがなかなか近くにいないとかってなってくると、本当
にワンオペでしなければいけないもんですから、そういった悩みとかを聞くことが多
いと思います。なので、実際の助産師が行くもんですから、自分の体の不安だったり
とか、子供に対してのそういったアドバイスとかっていうのを、必要に応じて保
健師と一緒に訪問とかさせていただいて、1回だけでなく、継続的に行くパターンが
結構あるかなと思います。あと、議員御存じのように、産後鬱って形で、精神的に不
安定なお母さんも多いですので、保健師がきちんとアセスメントをして、必要に応じ
ていろんなサービスだったりとか、継続的な訪問をしております。ですので、これが
一つのきっかけとなって、継続的に訪問するパターンも結構あると思います。

○吉田(千)委員 皆さんの努力で、安心して子育てをする一助になっているなとい
うことを改めて感じました。また、助産師さんが現在2名ということで、その辺がこ
れからのニーズに本当に対応していくに当たって大変な状況もあるかと思いたすの
で、その辺もしありましたときには、私どももそういった意味では、支援ができれば
かなというふうに感じた次第でございます。

○勝田委員 2点ほどお伺いさせていただきます。まず、マタニティータクシーの993
名、これは多分延べだと思っておりますが、実際の御利用者様は何名だったか分か
りますか。

○中川こども政策課長 申し訳ありません。延べ人数ですので、実人数というのはち
よっと把握しておりません。あくまでも延べ人数なんですけれども、実際年間に券を交
付している人数は850名弱ぐらい、毎年発行をしております。3年度、4年度に関
しましては、執行率が実は低かったんですけれども、このタクシー券の使い方ですね。
500円の券を1枚だけ、初乗り分だけだけしか使えなかったんですけれども、500
円の券を何枚でも1回に使用できるように利便性を良くしましたら、5年度はほぼ
ほぼ皆さんよく使っていただけるように、1回に病院までの距離がどうしても遠いも

のですから、1回に4,000円、5000円を使っていただくような形で、利用しやすくなっているような形になりました。

○**勝田委員** 分かりました。良かったですね。伸びたということは非常にいいと思います。もう1点がですね、132ページの5目保育所費の中でですね、公立保育所の中で医療的ケアだったかな。予想をしていた人数よりも実際少なかったというお話があったかと思うんですけど、これ実際には何人の予想で、実際には何人だったっていうのはお分かりになりますか。

○**直井こども包括支援課長** 医療的ケア児のほうは、昨年初めて荒川沖保育所のほうでお預かりいたしました。それで、うちのほうでは当初から1名、もうお預かりするというのが分かったたので、その方、看護師さんの報酬を予算要求させていただいておりました。ただ、すぐに看護師が採用できなかったもので、それによりまして、ちょっと金額のほうが少なくなったものでございます。

○**勝田委員** 対象者の方が予想していたより減ったとか、そういうことではないということですよ。

○**直井こども包括支援課長** 委員のおっしゃるとおり、1名です。

○**矢口委員長** ほかはいかがでしょうか。

○**平岡委員** よく分からないので、御説明もう一度お願いしたいんですけど、ファミリーサポート事業をもうちょっと具体的に教えていただけますか。

○**中川こども政策課長** ファミリーサポート事業なんですけれども、こちらは社会福祉協議会のほうに委託をさせていただいているんですけども、協力をしていただく会員、それから、利用する会員を登録をさせていただく会員制になっておりまして、利用者側は保育所からの送迎、それから、保育終了後とか放課後児童クラブとか、終了後にお預かりをさせていただく、この協力会員さんに協力をしていただくというような相互協力の事業となっております。そして、利用会員様が協力会員様にお金を支払っていただくというような、登録制の相互型の事業となっております。

○**平岡委員** ということは、学童とか、こども園とかって6時半とか、遅くて7時までしか預かっていただけないと思うんですけども、仕事によっては、今日遅くなってしまいうということもあるので、それ以降の時間預かっていただくということなんですよ。

○**中川こども政策課長** そうですね。急な預かりというのはできないんですけども、あくまでもお互いの登録制になってまして、マッチングをさせていただいて、そちらで御利用いただくので、突発的というよりは毎日利用を継続していただいていると。御自宅の近隣の方とのマッチングという形になります。

○**平岡委員** 本当に働いているお母さんにしてみれば、とても有り難い制度だと思います。今後ともよろしくお願いたします。

○**福田委員** 一つお聞きしたいのは、職員の皆さんと同時に、この任用職員の皆さんですね。任用職員の時給ですね。文教厚生関係の任用職員さんの時給というのは、1,040円は今超えてるんですかね。

○**中川こども政策課長** 10月からは県の最低賃金が上がりますので、1,005円に。基本的に一般事務の時給は上がる予定です。ただ、今こちらで説明しています助産師、保健師、専門職がございまして、専門職は専門職に応じた金額を市の人事課のほうで設定しております。それぞれ職種によって金額は違ってございます。

○**福田委員** そうすると、今年の10月からですか。

○中川こども政策課長 毎年全国的に最低賃金見直しがございます。それと同時に県の見直しがございますので、茨城県の水準に合わせて、毎年10月から水準に合わせて賃金が上がっていくという形になっております。

○矢口委員長 ほかはいかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、ここまでの点で委員長報告に盛り込むべき事柄はいかがでしょうか。

○勝田委員 私はいい意味でですね、先ほどのマタニティタクシーの利用率ってちょっと課題だったんですよ。それが今回伸びたということを入れていただくといいのかなと思います。

○矢口委員長 私もそれはよろしいかなと思うんですが、いかがでしょうかね。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 あと、吉田委員が先ほど言われた出産子育て応援事業、伴走型相談支援に関しても、今までも頑張っていたけど、引き続き頑張っていたきたい旨のお話があったので、それも載せるということはいかがでしょうかね。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 その2点、事務局よろしくお願ひします。それでは、ここで暫時休憩としたいと思います。再開は11時10分ということにしたいと思います。

(午前10時55分休憩)

(午前11時5分再開)

○矢口委員長 再開いたします。では、第8目からお願いいたします。

○直井こども包括支援課長 138ページ、8目療育支援センター管理費です。療育支援センターは、お子様の健やかな発達を支援するため、発達に関わる相談や発達障害児等の相談指導等の支援を行う児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援などの事業を行っております。療育支援センター管理運営事業は、上高津にある療育支援センターの施設管理費です。139ページをお願いいたします。5目つくし学園費は、療育支援センターの職に係る人件費及び児童発達支援センターの機能を持つ、つくし学園の運営経費となっております。140ページをお願いいたします。10目福祉療育ホーム費は、児童発達支援を行う福祉療育ホームの運営費で、こちらも人件費が主なものとなっております。141ページをお願いいたします。11目幼児ことばの教室費は、保健センターで行っています幼児ことばの教室の運営費でございます。1節報酬につきまして、会計年度任用職員8名分の報酬ですが、実績減のため、3月議会で減額補正をしております。142ページです。12目早期療育相談費は、これも保健センターで行ってます発達に関わる相談を行って早期療育相談に関わる運営費でございます。1節報酬につきまして、会計年度任用職員3名分の報酬ですが、実績のため、3月議会で減額補正をしております。

○野中保育課長 それでは、13目放課後児童費について、御説明させていただきます。13目放課後児童費につきましては、市内16小学校の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の管理運営に係る経費で、予算に対する執行率は90.9パーセントでございます。右の欄の区分になりますが、補正予算額の主なものは、神立小学校児童クラブで利用児童の増加のため、第4クラブ室のほうを建設する予定でしたが、工事に係る人件費とプレハブ資材の高騰のため、入札を2回実施しましたが、不調になり、年度中の建設を諦め、減額補正をしたものでございます。下段の不用額につきましては、直営の児童クラブで特別に支援が必要な児童が増えているため、加配の支援員を

配置しようとしたのですが、人員が集まらなかったものと児童クラブの民間委託料の入札差金によるものでございます。それでは、主な事業としまして、当初予算にはなく、年度中に補正させていただいた事業について、御説明させていただきます。143ページのほうをお願いいたします。備考欄の上から2番目になりますが、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業につきましては、9月議会で令和4年度に実施した保育士等処遇改善臨時特例交付金について、加配人数が当初の予定より減少し、返還金が生じたことから、返還金の増額補正を行ったものでございます。

○坂本社会福祉課長 3項生活保護費になります。はじめに、生活保護の状況について、申し上げます。令和5年度末、生活保護の世帯数1,282世帯、人数で1,517名という状況になっております。前年度比で見ますと、世帯数で49世帯の増、人数で52人の増となっております。生活保護の世帯構成では、高齢者世帯が6割以上を占めておりまして、6割のうち9割が単身世帯というような状況になっております。145ページをお願いいたします。2目扶助費につきましては、備考欄記載のとおり、生活保護に係る8種類の扶助費と3世帯、3人の中国残留邦人に対する生活支援給付金、生活保護者が就労により保護を脱却した場合に支給される就労自立支援金、生活保護世帯の子供が大学等に進学した際に、新生活を立ち上げる費用、前年度は1名いまして、進学の準備給付金、日常生活支援住居施設への委託事務、こちらの支出金となっております。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、質問等ございますでしょうか。

○福田委員 142ページの中国残留邦人、この方は土浦に今何人ぐらいいますか。

○坂本社会福祉課長 中国残留邦人が何人いるかということは、社会福祉の管轄ではないので、ちょっと分からないんですが、こちらのほうは生活の保護の世帯としてやっているのが3世帯というような形になっております。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、つづいてまいります。第4款衛生費、第1項保健衛生費のほうをお願いいたします。

○佐藤健康増進課長 第4款、1項保健衛生費をお願いいたします。1目保健衛生総務費です。二つ目の丸の保健衛生事業は、健康増進課とこども包括支援課の会計年度任用職員の人件費や、土浦市献血推進協議会、土浦市医師会附属准看護学校に対する運営補助などが主なものとなっております。つづきまして、146ページをお願いいたします。2目予防費です。予防費は、通常の前防接種法に基づく定期接種と市独自で行う任意接種、また、令和5年度末で終了となりました新型コロナワクチン臨時接種に係るものでございます。補正予算額につきましては、新型コロナワクチン接種の令和5年度実施に係る費用と前年度以前分の国庫負担金、国庫補助金の超過交付分の返還金を含んでおります。備考欄三つ目の丸、各種予防接種事業(子宮けいがん予防接種)でございますが、令和4年度から接種勧奨が再開され、通常の対象者と、これまでに接種の機会を逃した方へのキャッチアップ接種の実施に係るものでございます。実績としましては、令和5年度末で累計24パーセントの実施率となっております。147ページをお願いいたします。一つ目の丸、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業ですが、こちらはコロナ臨時接種の実施に係る様々な事務経費等ございまして、イオンモールでの集団接種が令和5年2月で終了しましたので、令和5年度は医療機関でという形で、これまでの未接種者、また、5歳以上の全ての方を対象とした追加接種の実施に係る支出となっております。148ページをお願いい

たします。新型コロナウイルスワクチン接種事業でございますが、こちらはワクチン接種の協力医療機関に対しての支出と接種後の健康被害が生じ、国の認定を受けた方への給付金でございます。コロナワクチンにつきましては、令和5年度の実績として、延べ6万745回の接種となっております。つづいて、3目地域医療対策費でございます。一つ目の丸、地域医療対策事業は、在宅診療方式で、休日緊急診療場を内科、外科、歯科に委託しているものと、夜間における入院治療を必要とする救急患者への医療を確保するため、土浦協同病院、東京医科大学茨城医療センター、霞ヶ浦医療センターに輪番制により、運営をお願いしているものでございます。二つ目の医療体制強化事業は、霞ヶ浦医療センター内に筑波大学附属病院土浦市地域臨床教育センターを設置するための寄附研究部門教員5名分の設置に係る寄附金を筑波大学に支出しているものでございます。三つ目、公的医療機関運営支援事業は、公的医療機関であります土浦協同病院に対しまして特別交付税制度を活用し、補助金を交付してございます。149ページをお願いいたします。1番上の医療機関支援事業ですが、こちらは、物価高騰の影響により負担が増している医療機関に対しまして施設規模に応じた支援金を234医療機関に支給いたしました。つづきまして、4目市民健康管理費です。備考欄、保健事業推進事業は、主に市民の健康づくりのための食生活改善推進員や運動普及推進員などの地区組織活動や、健康まつり開催の委託料の支出となっております。つづいて、5目健康増進事業費です。健康増進事業は、健康診査、各種がん検診、健康相談、健康教育等によりまして、生活習慣病の予防、疾病の早期発見を図るものでございます。医療機関での個別検診や集団検診の委託料の支出が主なものとなっております。

○直井こども包括支援課長 つづきまして、150ページをお願いいたします。6目母子保健事業費です。母子保健事業は、母子保健法に基づき実施する妊産婦及び乳幼児の健診相談事業などの実施に関わる経費が主なものとなっております。12節委託料につきましては、妊婦、乳幼児健診の見込み減により、減額補正を行っております。151ページをお願いいたします。1番上の未熟児養育医療給付事業です。これは、指定療育医療機関にて入院療育を行う未熟児に対して医療に係る費用の自己負担分について、公費助成を行うものとなっております。つづいて、下から三つ目、2歳児歯科健診医療機関委託事業に関してです。これは、2歳児に対し市内医療機関で行う歯科検診の費用となっております。152ページをお願いいたします。1番上、不育症治療費助成事業ですが、これは不育症の治療に関わる費用の一部に対しての助成費用となっております。令和5年度実績は、2組の方に1人15万円の助成金を支給しております。

○佐藤健康増進課長 つづきまして、同じく152ページ、7目診療助費です。休日緊急診療助運営事業は、保健センターに併設されております休日緊急診療所の管理者、看護師、事務員の報酬、医薬品、土浦市医師会、土浦薬剤師会に業務委託している料金が主な支出となっております。8目保健センター費につきましては、土浦市保健センターと新治分室の施設管理に係る支出でなっております。

○矢口委員長 ただいまの件について、質問等ございますでしょうか。

○吉田(千)委員 3件ほどございます。まず、143ページの生活保護総務費について、生活保護世帯人数を伺いました。そのうち単身世帯が9割と伺ったんですが、これは間違いはないですか。

○坂本社会福祉課長 委員おっしゃるとおり、高齢者世帯の保護者が6割、そのうち9割が単身ということでございます。

○吉田(千)委員 高齢者の6割、そのうちの単身世帯が9割ということでございます。今後また増えていくと考えられるというお話もあったかというふうに思います。良くしていくということについて、何か考えているようなことがあったら、お聞かせ願いたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○坂本社会福祉課長 高齢者の場合ですと、働いている年齢が上がってきていて、70歳まで働けるよ、75まで働くよというような形で、年金と合わせて保護ではない状態で生活されていると。ただ、高齢になって、75になって、もう働けないというような時に、いざ年金で生活できるのかというような時に、置かれている状況、借家の状況とか、住んでいるのが自宅なのか、借家なのかというようなことで、ある程度生活の質を、今まで住居費に5万円かけていたものを、単身で住居費の出る3万5,000円というようなところに転居するというようなことで、生活を変えていくということ。それで生活ができない場合、生活保護の相談という形になってきますので、それに加えて、身体で医療費が掛かってくるというような状況になってきますので、なかなか高齢者の生活保護者を減らすとかというのは、なかなか難しい状況に今現在あります。それに合わせまして、住む場所をどこにするのかというような時に、病院等々に入院しないとか、施設に入らなければ、また別の話なんです。そういった3万5,000円単価で住めるような住居が土浦市にあれば、ほかから転入してくるといような状況にもなってきますし、施設に入れば、当然施設費が払えなくなるというふうになってくると、またそこでも生活保護というように相談になってきますので、現状としまして、高齢者の生活保護者を減らすというのはなかなか厳しいというふうに感じております。

○吉田(千)委員 大変御苦労されているという状況が分かります。本当にそこを守っていくということがとても大事ですので、これからもしっかりと何か応援ができるように、担当者の方には御苦労かけますけれども、御配慮しながらお願いしたいというふうに思います。つづきまして、ページ146ページ、子宮けいがん予防接種ということで、令和5年度の実績は24パーセントということでお伺いいたしました。引き続きキャッチアップに取り組んでいただいているというふうに理解をしているところでありますが、特にキャッチアップは来年3月までで終わるとい、公費助成が終了ということもございまして、現場では本当に様々取り組んでいただいているかと思いますが、よろしくお伺いしたいと思います。これは、要望ということで。

○矢口委員長 委員長報告に今の件は載せるということで。

(「はい」という声あり)

○吉田(千)委員 152ページになります。1番上の不育症の件なんですけども、令和5年実績が2組で、お二人の方に5万円ずつというふうに伺いました。まず、予算立てといつか、見込みがいつもどの程度になっておられるのか。まずそこをちょっとお伺いできればと思います。

○直井こども包括支援課長 予算としては、一応5組で予算立てしてまして、一応25万円という形になっております。それで、今年度は実績が2組ということだったんですけども、昨年度の実績を見ましても2組になっております。不育症に関しては、不妊が保険適用になったということなんですけども、保険適用以外の検査とか、治療に要したものであるということになってますので、そういったことで、それほど多くの方は予算立てはしてないんですけども、そういった方を救うという意味では重要だと感じておりますので、よろしくお伺いします。

○吉田(千)委員 5組25万円の予算立てはしてる。その中で2組の実績ということなんですが、治療を受けましたよということ、2組の方はどういう方法で治療費5万円の補助が受けられるように至ったのか。例えば病院で、土浦市では助成してますよ、あなたは該当してますよ、とかそういうことがあるのか、あるいは自分でインターネットなり見て、手を挙げてくださっているのか、もし該当する方が同じように受けられないという状況があるとすれば、何かちょっと考えなければいけないのかなというふうにちょっと感じたものですから、お伺いします。

○直井こども包括支援課長 2組に関しては、1組は実際にホームページか何かを見てってことであつたと思います。ですので、なかなか周知というか自分で調べないと分からないところもあると思うので、そこら辺は周知のほうはしたいと思ってます。また、相談があつた場合には、もちろんそういった制度があるってことは周知したいと思っております。

○吉田(千)委員 なかなかとてもつらいことだと思いますので、あまり表立って言えないという、そういうことも抱えているかなというふうに思いますので、もし医師会の方とそういったところを何か御相談できて、土浦市としてそういう方々に少しでも優しさ、そういったものが伝えられればいいかなというふうに存じますので、そういったところも含めて、今後しっかり周知徹底をしていただければというふうに思った次第です。

○矢口委員長 ほかにございますか。

○鈴木委員 一つ忘れそうになつてたのを今思い出しました。151ページのフッ化物洗口普及事業、この事業を導入するまでには結構年数を要しました。当初懸念したことで、洗口してる間に児童が飲み込んでしまうんではないかとか、学校のどこの時間にやるかで時間的なロスの部分、また、保健の先生の手間が増えるんじゃないかというような懸念で、いろいろ導入が遅れていた案件だと思うんですが、当初懸念したトラブルなどは今のところ起きていないかどうか、その辺を教えてください。

○直井こども包括支援課長 御質問の151ページのフッ化物洗口普及事業に関しては、こども包括支援課のほうでは、保育園や認定こども園の幼児施設に関する御説明をいたします。昨年度実績としましては、12施設で、実人数が434名となっております。その前の令和4年度に関しては、12施設で469名の実人数となっておりますので、ある程度実施というか、広がってるんじゃないかというふうには思っております。そして、こども包括支援課のほうでは、今言ったように幼児施設ということなので、4歳児と5歳児が在籍する施設に周知して、希望施設へ指導しているということになっておりますので、特にトラブルなどは聞いておりませんので、順調にいつてるのかなと実感しております。

○鈴木委員 これ、学校現場のほうは後から教育委員会のほうで出てきますよね。その時にまた聞いて、指摘事項を話します。

○矢口委員長 ほかにいかがですか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、ここまでの件で、そのほかに委員長報告に盛り込みたい事項がございましたら。先ほど吉田委員からお申出があつた子宮けいがん予防接種の件ですね。こちらを盛り込むということで、よろしく願いいたします。それでは、つづいて、教育委員会のほうにまいります。第9款教育費、第1項教育総務費について、御説明をお願いいたします。

○塚本教育総務課長 それでは、決算書のほうは202ページをお願いいたします。ここから教育費となります。9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費は、教育委員会の運営に関する経費でございます。右側備考欄をお願いいたします。事業ごとの説明となります。教育委員会運営事業、1節報酬は教育委員4名分の報酬、そのほか経常的な支出でございます。203ページになりまして、教育委員会定例会ペーパーレス会議システム導入事業は令和5年度の新規事業で、教育委員会会議について、紙媒体で行ってございましたが、タブレット端末を導入し、資料のペーパーレス化により、事務の効率化を図ったものでございます。つづきまして、2目事務局費でございます。こちらは、教育委員会事務局の運営等に係る経費でございます。備考欄をお願いいたします。特別職人件費、職員人件費は、教育長及び教育委員会事務局内の職員21名分の人件費でございます。なお、2節給料から4節共済費につきまして、人事異動に伴う人員構成の変動等により、対当初予算の増減がございまして、12月補正を行ってございます。つづきまして、教育一般管理事業は、教育委員会事務局の運営等に係る経費でございます。12節委託料のうち、児童生徒が校外活動等に使用する教育委員会バス3台の運転管理委託料につきまして、入札結果による単価の減及び当初予定数量の減により、3月議会において減額補正を行っております。204ページをお願いいたします。204ページの中ほど、24節積立金は、将来の学校施設の改修、更新費用の財源となる市立学校施設整備基金積立金で、決算上の剰余金を活用し、積立てをするため、3月議会で増額補正を行っております。つづきまして、小学生育英事業は経済的理由により、高校進学が困難な者に対し、奨学資金を給付することにより、その意思を達成させることを目的とした事業で、7節報償費は選考委員会委員報酬の3名分、18節負担金補助及び交付金は月額7,000円の育英事業補助金、小学生27名分でございます。24節積立金は、3年に1度の割合で積立てをしている令和6年度から8年度の3年間の小学生育英事業補助金の原資となる奨学基金積立金でございます。

○岩田指導課長 つづいて、学校教育指導事業です。1節報酬、7節報償費及び8節旅費につきましては、スクールガードリーダー2名と指導課事務員1名を配置しているものによります。また、7節報償費につきましては、各種研修の講師謝金となっております。10節需用費、11節役務費につきましては、指導課業務全般に係る費用が主なものとなっております。205ページに移りまして、13節使用料及び賃借料の会場借上料ですが、こちらは中学校の音楽祭でクラフトシビックホールを使うための使用料となっておりますが、令和5年度は8校中6校が実施しましたが、2校が感染症対策のため、自校の体育館で行ったということで、3月議会で減額補正をしているところです。つづきまして、外国語指導事業です。こちらは、外国語指導助手、Aの派遣に伴い、派遣事業所へ18名分の配置を委託しているものです。1名当たり440万円となります。つづきまして、教育相談室管理運営事業ですが、1節報償費、3節職員手当、8節旅費などは、室長1名、相談員、教育相談員6名、事務員1名、管理員1名の9名の会計年度任用職員の費用に当たるものです。それ以外では、教育相談室ポプラ広場運営に係る計上の費用となっております。つづきまして、206ページです。心の教室相談員配置事業につきましては、各中学校に令和5年度は9名の心の教室相談員を配置しているものです。つづきまして、部活動改革推進事業、こちらは令和5年度拡充の事業となっておりますが、1節報酬費、3節職員手当、8節旅費につきましては部活動改革コーディネーター1名と各校部活動に配置しております部活動指導員16名分の費用となります。また、12節委託料につきましては、国、

県より委託された運動部活動の地域移行に向けた実証事業として、地域クラブの運営団体へ480万円で委託するものとなっております。18節の負担金補助及び交付金の補助金ですが、こちらは運営団体、土浦市地域クラブ活動推進協会の運営資金に係る補助としておりますが、9月補正で699万円の増額補正をいたしました。3月に残金となりました部分がありましたので、528万円となっております。残りは3月の補正で減額しております。つづいて、スクールイヤー活用事業につきましては、スクールイヤー1名を雇っておりますが、報償費として上げられているものにつきましては、各中学校の7年生へのいじめ防止のための出前事業、31クラス分となっております。12節の委託料につきましては、各学校の相談業務などへの委託、合わせて各校研修講師費として、14回分を計上しております。つづきまして、特別支援教育推進事業につきましては、主に巡回相談員、年間130回各学校に出向いていただいておりますが、そちらの費用となります。つづきまして、学力向上対策費、こちらは主に2年生から9年生が行う標準学力検査及び学校生活の検査全般に係る委託料となっております。環境教育推進費、こちらは各24校に1校当たり2万2,000円を環境整備費として出しているものです。つづいて、学校活性化TT特別配置事業、こちらは小規模校への配慮として菅谷小に1名、会計年度任用職員を配置しております。つづきまして、学校生活支援員配置事業、こちらは、警察OBの方を3名、中学校へ配置しているものです。つづきまして、教育相談室及び宍塚書庫改修事業ですが、こちらは14節の工事請負費で、トイレ改修、外壁及び屋上防水工事の改修工事費が主なものです。

○塚本学務課長 207ページをお願いいたします。事務局関係事業につきましては、学区審議会や教育支援委員会の委員報酬、また、プリンタートナー、事務用消耗品などの学務課事務に係る経費が主なものでございます。情報教育関係事業につきましては、12節委託料が主なもので、教育用及び校務用パソコン等のメンテナンス委託料や児童生徒及び教職員のICT活用を支援するために配置しておりますICT支援員の委託料が主な経緯でございます。教育支援相談員配置事業につきましては、特別な教育的支援を必要とする未就学児及び児童生徒の適正な就学先について、審議を行います教育支援委員会の調査や資料作成を行う教育支援相談員に係る報酬などが主な経費でございます。

○矢口委員長 ここまでの件について、質問等ございますでしょうか。

○福田委員 206ページの9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の心の教室ですね。この利用者は何人ぐらいいるんですか。

○岩田指導課長 心の教室相談員は、現在各中学校と新治義務教育学校に設けております。心の教室の相談員として配置されておりますが、今現在手元に数値はないんですが、相談業務だったり、教室にどうしても入れない、そういった子に対しての配慮、そういったことを行っていますので、限定して人数を数え上げることはできない状況です。

○矢口委員長 ほかはいかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、続いてまいります。第2項小学校費から中学校費までお願いいたします。

○塚本学務課長 資料の207ページをお願いいたします。下の箱でございます。2項小学校費、1目学校管理でございますが、市内15の小学校と新治学園義務教育学校前期課程の管理運営に係る経費でございます。備考欄の小学校管理員配置事業から

二つ下の小学校教職員業務支援員配置事業につきましては、会計年度任用職員の報酬に係る経費でございまして、管理委員15人、次の図書館司書16人、教員業務支援員15人に係る経費でございまして、208ページをお願いいたします。小学校管理事務事業につきましては、主なものについて、御説明をいたします。10節需用費の4項目の光熱水費は、石油などの価格高騰に伴いまして、電気代、都市ガス代を見込んでおりましたが、国の激変緩和対策によりまして、当初見込みを下回ったため、減額補正を行ってございます。11節役務費は、校務用電話機の電話料が主な経費でございまして、12節委託料の主なものは、4項目目のプール学習委託料及び5項目目のプール学習バス運行委託料であり、新治学園義務教育学校前期課程の児童の民間プールの利用及びその移動に伴う経費のほか、新たに民間プールや水郷プールを利用することとなりました小学校5校に係る経費でございまして、13節使用料及び賃借料は、複写機使用料が主な経費となります。次の新入学児童ランドセル購入事業につきましては、市立小学校義務教育学校に入学する新1年生の保護者の経済的な負担を軽減するため、新入学児童のお祝いとしまして贈呈しておりますランドセル及び通学用リュックサックの購入経費でございまして、小学校産業廃棄物処理事業につきましては、適正な学校生活環境の維持を図るため、日常的に配置されます廃棄物を定期的に処分するための経費でございまして、小学校放送機器更新事業につきましては、学校において緊急時の放送を確実に実行できるよう、老朽化した放送機器の更新経費及び機器の賃借料などが主な経費でございまして、つづいて、209ページをお願いいたします。

○塚本教育総務課長 小学校施設管理事業は、小学校及び義務教育学校前期課程の施設、設備等の維持管理及び修繕等の経常経費でございまして、10節需用費中修繕料は、右小芝刈の物品修繕及び神立小LED照明器具修繕ほか72件の施設修繕に係る費用でございまして、14節工事請負費は、小学校施設の補修工事費は黒ぼちの一つ目の各学校施設整備工事費は真鍋小学校オイルタンク廃止工事、黒ポチ二つ目の一般補修工事費は土浦小漏水対応のフローリング張替工事ほか10件に係る費用、黒ポチ三つ目は右小汚水ポンプ及び制御盤交換工事でございます。なお、一般補修工事の一部及び右小汚水ポンプ等、緊急を要する工事が発生したために、学校建設費より流用し、対応しております。つづきまして、市200ページの下段になります。小学校校庭芝生管理事業は、グラウンドの芝生化を行っている右小小学校、土浦小学校の校庭芝生のエアレーションのほか、維持管理に係る経費でございまして、210ページをお願いいたします。小学校空調機器整備事業は、荒川沖小学校管理諸室等のエアコン更新工事、耐用年数を超え、交換部品が廃番となり、修繕が困難となった空調機器につきまして、年次計画で更新を行っているものでございまして、つづきまして、小学校受変電設備機器更新事業は、右小小学校の受変電設備改修工事に係る費用です。保守点検により、指摘の不適合箇所及び更新時期を迎えた受変電機器につきまして、年次計画で更新を行ったものでございまして、つづきまして、小学校プール施設修繕事業は、真鍋小学校ほか5校のプール施設の防水シート修繕費用でございまして、

○塚本学務課長 小学校特別支援教育支援員配置事業につきましては、小学校に在籍する支援が必要な子供たちを学校生活の中で支援、介助するために配置する特別支援教育支援に係る報酬などの経費でございまして、小学校校務用ICT環境整備事業につきましては、教職員1人1台の校務処理用パソコン及び校務系インターネットの利用料並びに校務支援システム使用料などが主な経費でございまして、スクールバス運行委託事業につきましては、学校の統廃合などにより、登校距離が遠距離となった四つの小学校の児童に対する通学支援対策としまして、運行しているバスの経費でござい

す。なお、昨年6月に補正をいただきました置去防止装置、こちらは全ての通学バスにつきまして、備品購入費として執行してございます。小学校医療的ケア児支援事業につきましては、医療的ケアを必要とする児童を支援するため、看護師を派遣、配置するための経費でございます。小学校図書システム管理事業につきましては、学校図書館の効率的な貸出しを行うため、バーコードシステム管理による図書システムの使用料などに係る経費でございます。

○矢口委員長 ただ今までの件につきまして、質問等ございますでしょうか。

○平岡委員 209ページの芝生の管理事業ということが予算化されていますけれども、各学校にもう大分大きく育ってしまった樹木とかもあると思うんですが、それらの伐採に関する費用とていうのは、計上されてはいなかったんでしょうか。

○塚本教育総務課長 芝生のほうは土浦小学校と右靱小学校の芝生に関する経費でございまして、今委員おっしゃいました樹木に関しましては、学校管理費の小学校施設管理事業が小学校芝生管理事業の上の部分に委託料がございまして、その中の樹木伐採委託料のほうはこちらで伐採をしているような状況です。支障のある樹木に対して都度伐採をしている事業はこちらの樹木伐採委託料となっております。

○平岡委員 例えば私の学区の菅谷小学校の樹木、シラカシが防球ネットを乗り越えてとつか、突き抜けてとつか、道路にまではみ出しているような状況にございまして、あれは保護者の皆さんの努力ではなかなか伐採し切れないと思いますので、是非ともそういうところに目を届かせていただきたいなと思います。

○田中委員 209ページの備考欄の13なんですけど、使用料及び賃借料で、LED照明器具は買上げではないんですか。それと、その下の14番のほうで、工事請負費ということで、右靱小学校の雨水ポンプ、これは故障したということだと思いませんけど、ほかの学校では、今後古くて更新しないと壊れちゃうんじゃないかっていうところはあるんでしょうか。

○塚本教育総務課長 LEDのほうはですね、屋内運動場及び校舎棟のLEDは全てリースで行っております。こちらは、小学校のLED、中学校もなんですけども、屋内運動場、それぞれ全部LEDのほうは賃借で借りておりまして、賃貸借のほうの期間が終わりましたら、学校のほうに移管されるというような形になります。汚水ポンプのほうはですね、突発的にはなってしまったんですが、学校のほうには使用状況とかを確認しておりますので、突発性がないような形で管理していこうと思っております。

○矢口委員長 ほかいかがですか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、210ページの最後、2目の教育振興費のほう、止まってしまったので、そこからお願いします。

○岩田指導課長 210ページの1番下です。小学校教育振興事業、こちらは、各学校の総合的な学習の時間を推進するための研究委託料として、各校6万円から10万円、学校の規模に応じて委託しているものが主な費用となります。

○塚本学務課長 211ページをお願いいたします。小学校学習用ICT環境整備事業につきましては、ICTを効果的に活用した授業による児童の学習理解を深めるため、電子黒板システムや学習系端末のネットワーク環境を構成する機器の整備、更新に係る経費でございます。主なものについて、御説明をいたします。13節使用料及び賃借料は、電子黒板303台及びインターネットのフィルタリングソフトの使用料が主な経費でございます。

○**岩田指導課長** 小学校学習用ICT活用事業です。こちらは、事業目的公衆送信補償金制度、略称はSARTRASと呼びますが、補償金制度を活用するための費用となっております。

○**塚本学務課長** つづきまして、小学校GIGAスクール構想推進事業につきましても、国のGIGAスクール構想に基づきまして、児童生徒の教育ICT環境を整備するもので、GIGAスクール端末及び周辺機器の賃借料が主なものでございます。13節使用料及び賃借料は、GIGAスクール端末5707台及びオンライン教材、AIドリルでございますが、こちらの使用料でございます。小学校楽器整備事業につきましては、文化振興基金を活用した楽器整備に係る経費でございます。今回はアルトホルンなどを整備してございます。

○**岩田指導課長** つづきまして、小学校理科支援員配置事業ですが、こちらは、新治義務教育学校前期を含む16校に16名を配置している費用となります。

○**塚本学務課長** 小学校教材購入事業につきましては、学校に必要な消耗品や備品校に係る経費でございます。小学校理科備品整備事業につきましては、児童に科学的な知識を習得させるため、国の補助を活用しまして理科教育備品を購入するための経費でございます。212ページをお願いいたします。小学校就学援助事業につきましては、要保護及び準要保護児童に対する学用品費、校外活動費等の援助に要する経費が主なものでございます。昨年10月からの学校給食費の無償化に伴いまして、給食費が支給対象外となりましたことから、減額補正を行ってございます。

○**岩田指導課長** つづきまして、小学校観劇・音楽鑑賞補助事業です。こちらは、義務教育学校前期課程の16校に補助をするものですが、令和5年度は4校が感染症対策のために未実施ということで、3月議会で減額補正しております。

○**塚本教育総務課長** つづきまして、3目学校建設費でございます。はじめに、区分欄、当初予算額の下補正予算額は、国庫交付金の前倒し内定により、3月に補正を行った都和南小及び乙戸小に係る長寿命化改良工事、企業版ふるさと納税による遊具設置に係る遊具大規模修繕事業の増額補正のほか、プール整備基本計画策定委託についての契約残について、3月補正で行っております。そのうち、長寿命化及び遊具設置につきましては、繰越明許欄に記載のとおり、6年度に事業を繰越ししております。それでは、備考欄をお願いいたします。小学校施設大規模改造事業は、国の前倒し内定により、令和4年度3月に補正を行い、5年度に繰越しをした事業です。内容はトイレ洋式化に伴う工事請負費で、教育費国庫交付金、補助率は3分の1を活用してございます。つづきまして、上大津地区統合小学校整備事業は、令和10年度4月開校に向けた上大津小学校整備事業でございます。16節公有財産購入費は、上大津小北側拡張部分の地権者4名分の用地取得に係る経費でございます。つづきまして、小学校長寿命化改良事業の主な内容でございますが、繰越明許分は国庫交付金の前倒し内定により、令和4年度3月に補正を行った東小屋内運動場長寿命化改良工事事業、都和南小校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良工事事業の1期分に係る工事請負費等でございます。なお、都和南小1期分につきましては、前払金を除き、令和6年1月1日に発生した能登半島地震の影響により、資材の納期が遅れ、年度内の工事完了が困難なため、6年度に事故繰越ししております。また、都和南小校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良工事2期分及び乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良工事1期分の工事請負費等については、国庫交付金の前倒し内定により、3月に補正を行い、6年度に事業を繰越ししてございます。213ページをお願いいたします。小学校遊具大規模修繕事業について、12節委託料は定期点検の委託料、14節工事請負

費は前年度の遊具定期点検において使用禁止となった遊具の撤去工事費でございます。なお、3月補正を行った企業版ふるさと納税を財源とする下高津小遊具設置に係る経費につきましては、6年度に繰越しをしております。小学校消防設備更新事業は、定期点検において指摘のある消防設備の修繕及び更新事業で、右籾小学校消防設備更新工事のほか、コロナウイルス感染症の影響により、一部の消防設備機器の納期が遅れたため、事業を4年度から5年度へ事業を繰越しして行った荒川沖小及び土浦二小消防設備更新工事事業でございます。つづきまして、最後になります小学校プール整備基本計画策定事業は、今後の学校プール施設の在り方についての基本計画査定委託業務に係る経費でございます。なお、契約残につきましては、3月議会で減額補正を行っております。

○矢口委員長 それでは、ただいまの件につきまして、質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、午前中の分はここまでとして暫時休憩といたします。

(午後0時5分休憩)

(午後1時10分再開)

○矢口委員長 再開いたします。では、第3項の中学校費からお願いいたします。

○塚本学務課長 資料のほうは213ページを御覧ください。下の箱でございます。3項中学校費、1目学校管理費でございますが、こちらは、市内の中学校7校と新治学園義務教育学校後期課程の管理運営に係る経費でございます。右側備考欄にございます中学校管理員配置事業から二つ下の中学校教員業務支援配置事業まで、こちらにつきましては、小学校費と同様に会計年度任用職員の報酬でございまして、管理員が8人、次の図書館司書8人、中学校の教員業務支援が8人、こちらに係る経費でございます。中学校管理事務事業につきましては、次ページ、214ページをお願いいたします。主なものについて、御説明をいたします。10節需用費の4項目の光熱水費は、小学校費と同様に国の激変緩和対策措置によりまして、当初見込みを下回ったため、減額補正を行ってございます。12節委託料の四つ目、プール学習委託料及び五つ目のプール学習バス運行委託料につきましては、新治学園義務教育学校後期課程の生徒が授業を行っております民間プールの利用及びその移動に伴う経費でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、水海道にあります夜間中学校に就学しておりました生徒に係る教育負担金です。中学校産業廃棄物処理事業につきましても小学校費と同様に、日常的に排出される廃棄物を定期的に処分するための経費でございます。中学校放送機器更新事業につきましても小学校費と同様に、老朽化した放送機器の更新経費及び機器の賃貸借などが主な経費です。

○塚本教育総務課長 つづきまして、中学校施設管理事業は、中学校及び義務教育学校後期課程の施設設備等の維持管理及び修繕等の経常経費でございます。215ページをお願いいたします。14節工事請負費は中学校施設の補修工事費で、黒ポチ一つ目の各学校施設整備工事費は新治学園空調機器設置工事、黒ポチ二つ目の一般補修工事費は土浦一中西側塀瓦の補修工事ほか7件に係る費用でございます。つづきまして、中学校プール施設修繕事業は、三中防水シート補修工事のほか、中学校プールの防水シートの全面張替えが必要となった四校、一中、六中、二中、五中について、4年度から5年度に予算を繰越しして実施したものでございます。

○塚本学務課長 つづきまして、中学校校務用ICT環境整備事業につきましても小学校費と同様に、教職員1人1台の校務処理用パソコン及び校務系インターネットの利用料などが主な経費です。中学校特別支援教育支援員配置事業につきましても小学

校費と同様に、特別支援教育支援員の配置に伴う報酬などが主な経費でございます。216ページをお願いいたします。中学校図書システム管理事業につきましても小学校費と同様に、バーコードシステム管理による図書システム使用料などに係る経費でございます。

○**岩田指導課長** つづいて、2目教育振興費に移ります。中学校教育振興事業ですが、12節委託料、総合的な学習推進研究委託料につきましては、中学校の規模に応じて8万円から12万円を委託しております。中学校社会体験委託料につきましては、8年生の職場体験活動を支援するために、学校規模に応じて委託しています。18節負担金補助及び交付金の補助金のほうですが、これは9年生の進路指導対策を支援するための補助金として、各中学校、新治学園義務教育学校に1校10万円を補助しているものです。

○**塚本学務課長** 中学校学習用ICT環境整備事業につきましても小学校費と同様に、電子黒板機器143台やネットワーク環境の整備更新などに係る経費です。

○**岩田指導課長** つづいて、中学校学習用ICT活用事業ですが、小学校費のほうでもお話ししましたが、SARTRAS、授業目的公衆送信補償金として支出しております。

○**塚本学務課長** 中学校GIGAスクール構想推進事業につきましても小学校費と同様に、GIGAスクール端末3,537台及び周辺機器の賃借料が主なものでございます。中学校楽器整備事業につきましても小学校費と同様に、文化振興基金を活用しまして、楽器整備に係る経費が主なものでございます。中学校教材購入事業につきましても小学校費と同様に、学校に必要な消耗品などの購入経費でございます。217ページをお願いいたします。中学校理科備品整備事業につきましても小学校費と同様に、国の補助金を活用しまして、理科教育備品を整備するための購入経費でございます。中学校就学援助事業につきましても小学校費と同様に、要保護生徒及び準要保護生徒に対する学用品費、校外活動費等の援助に要する経費が主なものでございます。こちらにつきましても、給食無償化に伴いまして、減額補正を行っております。

○**岩田指導課長** つづきまして、中学校観劇・音楽鑑賞補助事業ですが、こちらは、中学校義務教育学校8校とも実施されました。予定どおりです。

○**塚本教育総務課長** 3目学校建設費でございます。はじめに、区分欄、当初予算額の下、補正予算額は、国庫交付金の前倒し内定により、3月に補正を行った土浦二中武道場の長寿命化改良工事事業及び土浦四中グラウンド整備等の屋外教育環境施設整備事業で、いずれも繰越明許費欄に記載のとおり、翌年度に事業を繰越ししております。それでは、備考欄をお願いいたします。中学校施設大規模改造事業中、繰越明許分は国の国庫交付金前倒し内定により、令和4年度3月に補正を行い、5年度に繰越しをしたトイレ洋式化に伴う事業でございます。事故繰越分は同じく国の国庫交付金前を前倒し内定により、令和3年度3月補正予算を令和4年度に繰越しして実施しておりました土浦一中、三中昇降機等の増築工事で、コロナ禍によりエレベーター部品や建築資材の納入時期が遅れ、令和5年度に事故繰越しをし、事業を完了したものでございます。中学校長寿命化改良事業の主な内容でございます。繰越明許分は、国庫交付金の前倒し内定により、令和4年度3月に補正を行った土浦第四中学校校舎棟長寿命化改良工事事業の2期分、事故繰越分は令和3年度3月補正を4年度に繰越しした土浦第四中学校校舎棟長寿命化改良工事事業の1期分で、コロナ禍により半導体不足等が生じ、1期分の出来高に至らず、事業を繰越ししたものでございます。つづきまして、218ページをお願いいたします。中学校消防設備更新事業は、小学校費同

様、定期点検において指摘のある消防設備の修繕及び更新事業で、土浦三中及び土浦五中消防設備更新のほか、コロナウイルス感染症の影響により、一部の消防設備機器の納期が遅れたため、事業を4年度から5年度へ事業を繰越しして行った土浦一中消防設備更新事業でございます。

○矢口委員長 ただいまの説明につきまして、質問はございますか。

○吉田(千)委員 214ページの中学校夜間学級運営に係る教育費ということで、大変恐縮ですが、この事業をもう少し詳しく教えていただければと思います。

○塚本学務課長 中学校の夜間中学、県内では水海道にございまして、こちらは土浦市内に在籍のお子さんなんですけど、令和4年4月1日から同年の9月20日まで、約半年間の6か月になるんですけど、市内からこの夜間中学校のほうに就学をしていたと。これに対しまして、水海道市のほうから運営負担金としまして、6か月分、約2万5,000円弱、施設の使用料ということで、1万円の請求があったものでございます。

○吉田(千)委員 そうしますと、市内の中学生ということで、こういった案件というのは以前からもあったことなのか。どうして、夜間に行くようになったのか。その背景を教えていただければと思います。

○塚本学務課長 補足をさせていただきますと、こちらは外国籍のお子さんでございまして、希望されて行ったということでございます。

○吉田(千)委員 以前からもそういった案件というのはあったんでしょうか。

○塚本学務課長 現在の私の把握している限りでは、こちらの1名の方だけということで認識してございます。

○吉田(千)委員 外国籍の方ということで、夜間中学に行って学ぶという、やはり言葉の壁とかそういったところが、この夜間中学において勉強されるという、そういうことなんでしょうか。それとも、もっと詳しく、なかなか日中では行き届かないところを、そういったところで学ぶということなんでしょうか。

○塚本学務課長 その方の様々な目的があって、就学されていると私のほうは考えてございますが、多分日本の文化であったり、言葉の問題だったり、学習の問題だったり、いろいろな点を考慮して、例えばフリースクールではなくて、公立の学校ではなくて、その方の生活スタイルに合わせて、夜間中学校のほうに就学されているんだろうと。推測になりますが、そのようなことと考えてございます。

○吉田(千)委員 様々な状況があるということで、いずれにしても、こういったことがあるということを私もちよっと気づかないでいたんですけども、そこで半年間ですか。学んで来られて、普通学級にまた戻られて、安心して生活ができる、あるいは教育を受けられる。そのことが1番大事なかなというふうに思いましたので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○矢口委員長 ほかはいかがでしょうか。

○鈴木委員 214ページとか、216、217ページ、細かく出してくれているところで、不用額が結構あるんですね。例えば一つ代表的なところでお伺いをすると、委託料の需用費だと入札の差金とか、そういう部分かなと想像はつくんですね。工事請負費についても。こちらで想像できない部分が、214ページの需用費の部分での不用額が結構出てますよね。予算現額に対して。これはどういうことなのか。説明をいただきたいんですが。

○塚本学務課長 214ページの需用費、こちらでございまして、備考欄のところの需用費の4項目の光熱水費、実は一昨年ですね、エネルギー事情だったり、世界の情

勢だったりということで、かなり光熱水費が高騰しておりました。それを見込んで予算化をしておりましたが、国の緊急対策、補助等がありまして、それが適用になりましたことから、4割程度減額になりましたので、それは補正のほうで減額させていただいております。また、それに併せまして、更に年度末までの見込みということで、当然その後またエネルギー価格が盛り返してしまう可能性もありますので、その辺を見込んで、結果的にそこは執行しなかったということで、需用費のほうの不要ということでございます。

○鈴木委員 大体分かりました。このお金は需用費の部分で、例えば国からの補助が入ってて、残った部分を国に返すような性質のお金なのか。そうではないのか。そこを説明願います。

○塚本学務課長 例えば電気料金につきましては、国の補助、事業者のほうに適用になっておりますので、請求の段階でそれが適用になったものが請求になりますので、市のほうから返還するという性質のものではございません。

○鈴木委員 ずうずうしい考えなんだけど、いろんな部分で市の予算が今ひっ迫している中で、この不用額を次年度にうまく流用するとか、当該年度に使えるのが1番いいんでしょうけど、それは地方自治体の予算編成上難しいんだよね。

○塚本学務課長 単年度会計の原則でございますので、これについて繰り越すというところは難しい状況でございます。ただ、今後の予算編成に当たりましては、これの見込みきちんと立てた上で、財政が厳しい状況ですので、対応してまいりたいと考えてございます。

○矢口委員長 ほかはよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○矢口委員長 それでは、次をお願いいたします。第4項ですね。

○矢内生涯学習課長 引き続き218ページをお願いいたします。下段の枠、4項、1目社会教育総務費については、社会教育や生涯学習の推進に伴う各種事業費でございます。備考欄の社会教育振興事業につきましては、社会教育法に基づきまして委嘱しております社会教育委員や社会教育主事に関する経費でございまして、委員報酬や各種協議会等の負担金、小中学校PTA連絡協議会のほうが主催しますミュージックフェス土浦の補助金等が主なものでございます。つづきまして、219ページにかけての生涯学習推進事業につきましては、親力アップ講座など各種講座の開催や家庭教育学級の支援、また、生涯学習推進に係る経費でございます。講師謝礼としての報償費や家庭教育のつどいの会場使用料、県の生涯学習センター利用者への駐車場使用料が主なものでございます。引き続き219ページの学校支援ボランティア事業につきましては、日本語指導が必要な外国籍等の児童生徒に対しまして地域のボランティアが学習支援を行う事業でありまして、ボランティアの学校配置等を行う会計年度職員報酬や教材等が主な経費でございます。つづきまして、就学前教育推進事業につきましては、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を目的とする事業でありまして、幼児教育施設と小学校との連携、調整を進めるため配置しております就学前教育推進員2名の人件費や、教員等が参加します研修費用などが主な経費でございます。つづきまして、家庭教育支援事業につきましては、令和5年度から新たに開始した訪問型家庭教育支援事業に関する経費でございまして、家庭教育支援員への謝礼が主なものでございます。この事業は、子育ての不安や悩みなど、家庭教育に係る課題を早期に発見し、問題の解消や予防につなげていくことで、子供の育ちを支えることを目的とした事業でございます。就学前の子供を持つ949世帯全ての保護者に対しまして就学時

健康診断の会場で相談窓口等の情報を伝え、各家庭の支援ニーズの把握に努めました。そのうち14世帯から個別の相談を受けまして、必要に応じて面談等を行って専門機関へ引き継ぐなど、早めに対応することができました。つづきまして、コミュニティースクール導入事業でございます。本市では、令和5年度から市立の全小中学校23校に、学校の運営や必要な支援に関して協議する学校運営協議会を設置しました。こちらは、地域住民や保護者などの代表など、延べ300人に協議会委員として委嘱しております。経費につきましては、延べ300人の協議会委員のうち、延べ214名分の報酬でございます。それぞれの学校において、学校運営の基本方針や学校評価等の協議を協議を行ったほか、働き方改革やいじめ問題、地域防災など、学校ごとの課題に関する話合いが行われております。

○佐賀文化振興課長 同じく219ページ、2目文化財保護費でございます。文化財保護費は、指定文化財等の保護保存活用に要する経費でございます。文化財保護事業の主なものは文化財保護審議会の開催、委託料は樹木や草刈り等の管理費でございます。220ページをお願いいたします。備品購入費と補助金の1番下、文化財修理につきましては、東崎町鷲神社の木製だった文化財の案内版が老朽化していたため、金属製のものに更新したのと、石碑が倒れてしまっているのを発見したため、修復の補助をいたしました。つぎに、指定文化財等管理事業の主なものは、文化財保存活用地域計画協議会委員の報酬及び計画書の印刷製本費、また、国登録有形文化財建造物の候補となる建物の調査委託料でございます。中央1丁目にある聖バルナバ協会と真鍋五丁目の旧紫山塾(本間家住宅)について、調査を行いました。つぎに、土浦城し整備事業は、令和4年度に実施しました霞門改修工事に伴う調査報告書の印刷製本及び土浦城西やぐらの外壁及び屋根の漆くい修繕を行ったものです。工事の霞門脇竹垣整備は、令和4年の霞門の改修に伴い、樹木等も整理した関係で、お堀側に回り込むことが容易となり、子供などが入り込む様子が見られました。安全確保と土塁保護のための必要性が生じたことから流用し、実施したものでございます。つぎに、霞ヶ浦の帆引網漁の技術総合調査事業は、土浦市、かすみがうら市、行方市の3市共同で、国登録無形民俗文化財である帆引網漁の技術を令和2年度から調査を行っているものでございまして、国庫補助が2分の1、残り2分の1を3市が分担で支払う負担金が主な経費でございます。令和5年には報告書の作成が終了し、今年度は映像作成を行っているところでございます。つぎに、埋蔵文化財保護事業は、住宅建築等に伴う埋蔵文化財の確認調査に係る経費で、作業員の賃金、報告書の印刷費、試掘の調査支援委託が主な経費でございます。つぎに、文化財整備活用事業は、令和3年に寄附を受けました国登録有形建造物、一色家住宅の管理及び保存活用計画などの委託料が主なものです。委託料に保存活用計画と利活用構想の二つがございしますが、保存活用計画は主にハード部分、利活用構想はソフト部分の計画及び構想を策定したものでございます。

○比毛上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長 つづきまして、3目ふるさと歴史の広場管理費を説明させていただきます。ふるさと歴史の広場管理費は、上高津貝塚ふるさと歴史の広場の施設維持と管理運営、展示や体験講座などの教育普及事業、企画展などの展示、遺跡調査に係る経費で5事業でございます。つづきまして、221ページをお願いいたします。最初の丸、備考欄、ふるさと歴史の広場管理運営事業は、貝塚広場の管理、考古資料館の運営に要する経費になります。このうち10節需用費の主なものは、電気代などの光熱水費、修繕料でございます。222ページをお願いいたします。備考欄、丸の二つ目、教育普及事業は、縄文土器づくりなどの市民向けの体

験講座、夏休みファミリーミュージアムや子供共同研究など、小中学生を対象とする事業と展示に要する経費になります。このうち、12節委託料は、発掘調査で出土した金属製品の科学的な保存処理を専門の業者に委託したものでございます。つづきまして、特別展企画展事業です。上高津貝塚では、令和5年10月から12月に第27回企画展「霞ヶ浦に臨む」を開催し、古墳時代前期の土浦地域の歴史を紹介いたしました。展示に合わせて記念シンポジウムを開催し、多くの参加者を得ました。12節委託料は記念シンポジウムの映像を撮影、編集したもので、完成した映像は12月から3月まで市の公式ホームページにて公開いたしました。つづきまして、その下、調査研究事業になります。この事業では、市内の発掘調査で出土した資料を整理し、発掘調査の報告書の刊行を行っております。作業員の報酬、通勤費、報告書印刷費が主な経費になります。最後の丸でございますが、筑波大学合同学術調査事業になります。当館では、平成30年度から筑波大学考古学研究室と合同で、市内の重要な遺跡の学術調査を行ってまいりました。令和5年度は、常名にある市指定史跡の常名天神山古墳の測量と発掘調査を行いました。経費につきましては、調査先の土地所有者への謝礼と令和4年度に発掘調査を実施した武者塚古墳の調査報告書の印刷費用になります。

○佐賀文化振興課長 223ページをお願いいたします。4目芸術文化振興費でございます。こちらは、市の文化芸術活動の推進を図るための経費で、5事業ございます。区分のほうで、予備費の欄、101万9,000円は、土浦第二小学校が福岡で開催された全日本合唱コンクール全国大会に出場したことから、予備費で対応したものでございます。不用額の主なものは、アルカス土浦管理負担金のうちの光熱水費で、エネルギー価格の支援に伴い不用となったものでございます。芸術文化振興事業の主なものは、土浦市美術展開催委託料や、土浦市文化祭開催を主とする文化協会への管理費、補助金、小中学校児童生徒大会参加補助金等の経費でございます。つぎに、土浦薪能開催事業は、第24回土浦薪能開催に対する補助金です。今回初めてガバメントクラウドファンディングによる財源確保を実施し、目標金額100万円のところ、23名から89万1,000円の寄附を頂いたところでございます。つぎに、美術品公開推進事業は、市民ギャラリーでの展覧会などに係る経費が主なものでして、作品借上げのための報償費、ポスターチラシの印刷製本費、作品の運搬費、展示作業の手数料などが主な経費でございます。つぎに、美術品展示室管理運営事業は、市民ギャラリーの施設維持管理に係る経費が主なものでございます。受付の非常勤職員3名分の報酬や施設維持のための委託料、アルカス土浦管理組合に支払う負担金などが主な経費でございます。なお、空調設備保守や清掃については、図書館と一括で委託をするなど、経費節減に取り組んでおります。224ページをお願いいたします。美術品修復事業は、市民ギャラリーが所蔵する郷土作家の作品などを計画的に修理し、その後公開をしております。令和5年度は、大川一男さんの日本画を修復いたしました。なお、財源は文化振興基金を活用しております。つづきまして、5目市民会館管理費でございます。クラフトシビックホール土浦は、指定管理者に施設の管理運営を委託しており、その委託料が主な経費となっております。また、長寿命化計画に基づき、機械室、屋上の防水シートや外壁の修繕、これに伴うアスベスト調査を行っております。補正予算額の欄、494万2,000円の減額は、舞台管理運営業務委託で入札差金が生じたため、12月議会において減額補正したものです。不用額につきましては、利用者が増えたことや光熱水費が減少したことなどから、指定管理者より精算返納があったものでございます。

○矢内生涯学習課長 つづきまして、6目公民館費でございます。備考欄二つ目の丸、荒川沖地区学習等供用施設管理運営事業について、説明させていただきます。こちらは、荒川沖の東西にあります学習等供用施設の管理運営に関する経費でございます。両施設とも、それぞれ地元で組織する運営委員会を指定管理者として管理委託しております。両施設における修繕料や指定管理料のほか、市が進めております公共施設の再編・再配置計画において、東部地区学習等供用施設を地元へ譲渡するという配置方針が示されたことに伴いまして、地元との協議をする際に必要となる耐震性を確認するために、増額補正して、耐震診断委託を実施しております。なお、診断の結果につきましては、耐震性能が確保されている建物であると判定されてございます。つづきまして、231ページをお願いいたします。7目生涯学習館費でございます。こちらは、生涯学習館の管理運営に関する経費でございます。指定管理者である産業文化事業団に対する委託料となっております。当初所長につきましては、正職員を見込んでおりましたが、再任用職員が配属されたことによりまして、人件費が下がったことから、308万9,000円の減額補正をしております。

○矢口委員長 第7目までの説明をいただきました。質問等ございますでしょうか。
(「なし」という声あり)

○矢口委員長 午前中からにわたりますが、第9款教育費のここまでの件に関して、委員長報告に盛り込むべき事項はございますでしょうか。
(「なし」という声あり)

○矢口委員長 つづいて、第8目博物館費からお願いいたします。

○木塚博物館副館長 231ページをお願いいたします。8目博物館費でございます。博物館費は、施設の維持と管理運営、展示や教育普及事業、歴史資料の収集保存や調査研究に関わる経費でございます。備考欄二つ目の博物館管理運営事業は、博物館施設の管理に関する経費です。11節役務費ですが、手数料は、土浦藩主の掛軸などの資料の修復でございます。232ページをお願いいたします。17節備品購入費は、市指定文化財の土浦道中絵図、花火大会のポスター、醤油番付など、土浦関係資料を購入したものです。つぎに、博物館収蔵資料オンライン公開事業は、美術資料や民俗資料、古文書などの収蔵資料を撮影し、データを公開する事業です。次の博物館情報サービス推進事業は、館内及び館外からも利用できる情報発信検索システムを構築する事業です。12節の委託料は、館内閲覧専用のサーバーを外部公開用のサーバーに更新いたしました。次の博物館駐車場外周整備事業は、来館者の利便性を高めるため、博物館周辺の再整備を行う事業ですが、備品購入費において、国道側に博物館案内用の野立看板を設置いたしました。次の博物館大規模改修事業ですが、令和4年7月から令和5年12月まで休館し、昭和63年の開館以来のままだった空調、照明器具、シャッターや自動ドアの改修工事を実施いたしました。令和6年1月に開館するに当たり、工事中に移動していた国宝や重要文化財を元の収蔵庫に安全に戻しました。12節委託料ですが、5項目の博物館改修工事監理委託料は、工事の管理、監督を委託したものです。継続費繰越分266万2,000円は、令和4年度の工事出来高が年割額に達しなかったため、全額を令和5年度に繰越しして支出いたしました。233ページをお願いいたします。14節工事請負費ですが、工事は建築、電気設備、機械、以上3工事とも令和4年の工事出来高が年割額に達しなかったため、工事請負金の前払金を除く残金を全て令和5年度に繰越しして支出いたしました。つづきまして、土浦の歴史と民族映像ソフト制作事業でございますが、市内に残る祭りや民俗行事などを映像記録として残す事業で、市内山ノ荘の民俗についての映像を撮影いたし

ました。次の重要資料公開推進事業は、特別展や企画展を開催する事業で、今年1月の再開館に合わせて、二つの特別展「土浦のたからもの」、「土浦モノ語り」を開催いたしました。12節の委託料、総合展示体験コーナー映像追加業務は、市民の皆様からお聞きしました戦争の記憶の映像を展示室に投入し、来館者の閲覧に提供いたしました。

○武藤図書館長 同じく、233ページ、9目図書館費の説明をさせていただきます。図書館費の主なものにつきましては、図書館の運営に係る人件費、図書購入等の需用費、図書館の管理運営に係る委託料、使用料、賃借料等の経費でございます。補正予算額につきましては、職員の人事異動に伴う増額分を12月議会において補正したものでございます。それでは、233ページ、備考欄の図書館管理運営事業から説明させていただきます。234ページの10節需用費のほうから説明させていただきます。図書、雑誌、新聞、図書館で使う資料等の購入に係る消耗品費が主なものでございます。12節委託料につきましては、図書館の管理運営に係る窓口業務委託料を始め、座席管理システム保守対応委託料、自動化書庫保守委託料等の図書館サービスに必要となる設備の維持管理や、エレベーター保守点検委託料、空調設備、自動ドア等の保守点検委託料や清掃委託料等の施設管理の委託料が主なものでございます。13節使用料及び賃借料につきましては、複写機使用料や図書の所蔵データ、利用者情報などを管理する図書館管理システム使用料のほか、新聞記事のバックナンバーなどをインターネット上で検索、閲覧することができるオンラインデータベース等の権利使用料、アルカス土浦駐車場等の駐車料金無料化措置分の駐車場使用料が主なものでございます。17節の備品購入費につきましては、自動化書庫を維持管理するために、5年に1回必要となる管理パソコン及び管理ソフトの更新のための経費でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、各図書館協会への負担金、アルカス土浦管理負担金が主なものでございます。235ページをお願いいたします。図書館学校支援事業の報償費は、学校司書研修会等の講師謝礼でございます。次の図書館サービス推進事業についての主なものは、本の通帳サービスの機器借上料、電子書籍購入に係る権利使用料でございます。最後のブックスタート事業につきましては、保健センターで実施しております10か月児育児相談時に行っている絵本の読み聞かせと絵本の配布に係る絵本購入等の費用が主なものでございます。

○木塚博物館副館長 つづきまして、10目市史編さん費をお願いいたします。市史編さん事業は、土浦の地域史編さんを目的に古文書の解説や資料の整理出版を行うものです。令和5年度は、江戸時代の国学者、色川三中が執筆した風聞集「片葉雑記」を出版いたしました。7節報償費は、この刊行に際し、専門研究者の方に原稿を依頼した謝礼です。

○矢内生涯学習課長 つづきまして、青少年育成費になります。235ページから236ページをお願いいたします。11目青少年育成費につきましては、青少年の健全育成に係る各種事業に対する経費でございます。青少年指導室などの会計年度職員2名に係る人件費や青少年相談員96名などの報償費のほか、二十歳のつどいの開催経費、土浦市子供会育成連合会や土浦市青少年相談員連絡協議会への補助金等が主なものでございます。236ページから237ページにかけての12目青少年の家管理費について、説明させていただきます。こちらは、青少年の家の管理運営に係る経費でございます。青少年の家管理運営事業につきましては、会計年度職員2名に係る人件費のほか、施設の管理運営に係る諸経費と各種委託料、また、敷地の借地料、寝具の借上料などが主なものでございます。

○矢口委員長 ただいまの点につきまして、質問等はいかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 つづいて、第5項保健体育費をお願いいたします。

○寺崎スポーツ振興課長 237ページの下の方からお願いします。国保保健体育費、1目の保健体育総務費です。保健体育総務費は、スポーツ推進委員やスポーツ振興課全般に係る経費で、支出総額は、次ページの左上記載のとおり1億9802万6,757円と、令和4年度に比べ343万円、約1.7パーセントの減でございます。237ページに戻りまして、備考欄にて説明いたします。まず、職員人件費です。2節給料、3節職員手当、4節共済費は、スポーツ振興課、川口運動公園管理事務所等職員13名分の人件費でございます。次の社会体育一般管理事業になりますが、1節報酬は、スポーツ推進委員71人分及び会計年度任用職員1名分の報酬でございます。238ページをお願いします。18節負担金補助及び交付金は、県と県南組織である3団体への負担金と市スポーツ推進委員協議会への補助金です。その下、公共用地先行取得事業特別会計繰出金の27節繰出金は、木田余地区運動広場の用地先行取得に係る借入金を償還するため、公共用地先行取得事業特別会計に繰出したものでございます。つづきまして、2目社会体育振興費です。文字どおり、社会体育の振興に充てる経費であります。支出総額は3,512万1,458円で、コロナ明けから更に復調となり、令和4年度歳出と比べると約739万円、約27パーセントの増となりました。備考欄で御説明いたしますと、スポーツ及び運動競技推進事業の12節委託料ですが、主なものは市民体育祭開催委託料です。市民体育祭は、令和4年度までコロナ禍により中止となっておりますが、5年度は全15小学校地区のうち、11地区で開催となりました。未開催地区分の委託料は3月議会にて減額補正いたしました。その下の18節負担金補助及び交付金は239ページにかけてでございますが、負担金は県と県南中学校体育連盟負担金、補助金については、市スポーツ協会事業補助金を始め、4種類ございますが、うち小中学校児童生徒各種大会参加等補助金は、申請が想定より少なかったため、3月議会で150万円を減額補正いたしました。また、年度末までの申請をある程度見込んでいた補助金が結果的に区分欄にございますように167万6,000円の不用額となっております。次の事業、霞ヶ浦マラソン兼国際ブラインドマラソン事業の補助金は例年どおりの額でございます。つづきまして、3目体育施設費です。市内14の体育施設を維持管理する経費でございます。支出総額は、6億3,086万8,846円で、令和4年度支出より約1億202万円、比率では約14パーセントの減となります。左上前年度からの繰越額の欄でございますが、武道館の空調設備工事及びそれに伴うアスベスト調査委託、また、その下の繰越明許費の欄に記載の額は、武道館屋内消火栓設備ポンプユニット改修工事でございます。こちらも備考欄で説明いたします。体育施設維持管理事業の主なものを説明させていただきますと、1節報酬は、川口運動公園を始め、3施設の会計年度任用職員延べ14名分の人件費でございます。10節需用費のうち、光熱水費は電気代について、高騰を想定し、予算を計上いたしました。ところが、価格が落ちつきを見せたため、3月議会において不用見込額を減額補正いたしました。12節委託料でございます。霞ヶ浦文化体育会館等管理委託に始まり、240ページの新治運動公園機械警備委託まで、延べ29件の委託業務でございます。令和5年度の委託は、物価や人件費の高騰が著しく、下から2番目でございますが、1番高額となっております。水郷プール管理委託料はじめ、予算段階から増額とさせていただいてはいますが、項目については、ほぼ例年どおりとなりました。240ページをお願いします。13節使用料及び賃借料は、

武道館駐車場及び南部地区運動広場の借地料が主なものでございます。17節備品購入費は、新治運動公園多目的グラウンドに少年用サッカーゴールを更新したものでございます。つぎに、1番下になりますけれども、川口運動公園整備事業です。12節委託料は、241ページに続きますが、川口運動公園耐震診断委託料です。こちらは、6月議会で増額補正いたしました。14節工事請負費は、主に川口運動公園の野球場スコアボード改修工事費でございます。工事差金4,150万ほどとなりますが、そちらを3月議会で減額補正させていただいております。つぎに、新治トレーニングセンター整備事業は、委託料及び工事請負費ですが、内容は換気設備改修工事と、それに関わるアスベスト調査の委託でございます。その下、本郷グラウンド整備事業は、トイレの整備工事を行い、利便性の向上を図りました。次の市立武道館整備修繕事業は、武道館の空調設備工事及びそれに伴うアスベスト調査委託で、前年からの繰越分で実施いたしました。また、換気設備改修工事に係る差金を減額補正しております。武道館に関連しまして、240ページにお戻りいただき、区分欄の14節工事請負費で翌年度繰越額が691万超となっていますのは、武道館屋内消火栓設備ポンプユニット改修工事の入札が不調になってしまったため、年度内完了が見込めなくなり、繰越しとしたためでございます。また、その下、不用額が980万超えとなっておりますのは、武道館空調設備改修工事が繰越明許費でございますため、工事差金となった約700万円を減額補正することができなかったためでございます。241ページにお戻りいただきまして、水郷プール整備修繕事業は、主に14節の工事請負費となりますが、劣化の著しい部分を優先順位をつけまして、計画的に修繕工事を行っております。今年度は主に長寿命化計画に基づき、二つ目のポチですが、ろ過設備ろ材交換工事を実施いたしました。最後となりますが、新治運動公園テニスコート整備修繕事業は、テニスコートの人工芝の劣化が著しかったため、張替改修工事を行いました。こちらも3月議会で減額の補正をしております。

○塚本学務課長 つづきまして、4目学校保健管理費についてでございますが、こちらは児童生徒及び教職員の保健管理に係る経費でございます。備考欄、学校保健管理事業につきまして、主なものについて、御説明をさせていただきます。1節報酬は、学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び教育委員会産業医の報酬でございます。7節報償費は、新入学児童の就学時健康診断に係る謝礼などでございます。10節事業費は、健康診断用消耗品の購入に係る経費などでございます。11節役務費は、飲料水水質検査などの各種検査手数料に係る経費でございます。242ページをお願いいたします。12節委託料は、心臓検診など、児童生徒及び教職員の各種検診に係る委託料でございます。17節備品購入費は、学校健診用備品の購入経費でございます。18節負担金補助及び交付金は、日本スポーツ振興センター災害共済負担金が主なものでございまして、児童生徒の通学時や学校での活動中の事故等に対応するための負担金でございます。19節扶助費は、要保護及び準要保護児童生徒に係る医療費の扶助でございます。つづきまして、小学校口腔衛生推進事業につきましては、虫歯予防に効果のあるフッ化物洗口を市立小学校で実施するに当たりまして、必要となります洗口液、紙コップなどの購入経費でございます。実施状況でございますが、都和小学校及び中村小学校において、週1回実施をしております。

○小池学校給食センター所長 つづきまして、5目学校給食費でございます。学校給食費は、学校給食センターの管理運営に係る経費で、主に土浦市立学校給食センター管理運営事業と学校給食費徴収管理事業の二つの事業となります。補正予算額につきましては、需用費の燃料費及び光熱水費、役務費、委託料について、減額補正したも

のでございます。それでは、主なものについて、事業ごとに説明いたします。まず、備考欄二つ目の丸、土浦市立学校給食センター管理運営事業でございます。土浦市立学校給食センター管理運営事業は、学校給食センターの施設管理運営及び給食提供に係る経費となります。予算執行率は99.45パーセントで、執行額は対前年度比4,036万余円、4.0パーセントの増となっております。増加の主な理由は、物価高騰に伴う賄材料費の増と人件費の上昇による委託料の増によるものでございます。1節報酬につきましては、各学校に配置する給食配膳員50名と会計年度任用職員栄養士2名、事務補助会計年度任用職員1名の報酬でございます。10節需用費の消耗品につきましては、消毒液等の配膳用消耗品や調理機器等の交換部品代等が主なものとなります。燃料費につきましては、調理用ボイラーのLPガス代が主なものとなります。当初見込みより低く抑えられたことから、決算見込みにより不用となった分について、3月議会で減額補正いたしました。光熱水費につきましては、給食センターで使用する電気及び上下水道代となります。燃料価格の高騰に伴う電気料金の上昇を見込んで予算措置をいたしましたが、見込みより低く抑えられたことから、決算見込みにより不用となった分について、3月議会で減額補正いたしました。修繕料につきましては、給食センター施設の修繕が主なものとなります。当センターも令和2年9月の供用開始から4年を経過することから、そろそろ修理が必要となる不具合が出ております。令和5年度は大小合わせて12件の施設修繕を行いました。毎日1万食を超える給食を作っているということで、施設にかかる負荷が大きいものと思われま。これからは、施設修繕費用が増加する傾向になると予想されますが、今後も適正な施設管理に努めてまいります。なお、施設修繕費が不足したことから、光熱水費からの節内流用により対応いたしました。次の賄材料費につきましては、土浦市立の小・中学校・義務教育学校23校及び茨城県立土浦一高附属中学校1校へ提供する1日約1万500食分の食材購入費でございます。昨今の物価高騰に対応するため、令和5年度においても1食当たり児童が12円、生徒等が15円を増額して計上しておりますが、給食食材費の値上がりが続く中、給食の量や栄養バランスを維持するため、献立の工夫などをしながら、何とかやりくりをしているというのが正直なところでございます。11節役務費のうち、手数料につきましては、学校配膳員及び給食センター職員の保菌検査手数料となります。12節委託料につきましては、学校給食センター管理運営に係る経常的な業務委託費でございます。243ページをお願いいたします。備考欄1番上の調理等委託料は、給食調理業務等を株式会社東洋食品に委託しているものでございます。委託期間は、令和5年8月から令和9年7月までの債務負担行為による複数年契約となっております。業者選考につきましては、令和4年12月にプロポーザル方式により行い、前回に引き続き株式会社東洋食品に委託しているものでございます。その下、給食輸送委託料は、委託料の記載の下から3番目の土浦一校附属中分と合わせまして、2トントラック14台による給食輸送委託でございます。令和9年の7月までの長期継続契約を締結しております。なお、委託料全体の決算見込みに合わせて、3月議会で減額補正をしております。17節備品購入費につきましては、アレルギー室用の食材運搬用台車の購入費となります。当初予算に計上していなかったことから、予算流用により対応いたしました。244ページをお願いいたします。つづいて、学校給食費徴収管理事業となります。学校給食費徴収管理事業は、令和4年度から実施しております学校給食費の公会計化に伴う給食費の徴収、管理に係る経費となります。予算執行率は99.45パーセントで、執行額は対前年度比111万余円、51.1パーセントの減となっております。令和5年10月分から、市

立の小・中学校・義務教育学校の児童生徒の給食費を無償としたことに伴い、11節 役務費の口座振替手数料等が半年分不要となったことにより、大幅に減となっております。3月議会で減額補正をいたしました。22節 償還金利子及び割引料につきましては、給食費の二重納付による還付金となります。出納閉鎖期間後に還付が判明したため、歳入還付の手続がとれないことから、予算科目を設定した上で、流用による予算措置をし、歳出還付を行ったものでございます。

○矢口委員長 ただいままでの点につきまして、質問等はございますか。

○鈴木委員 2点あるんですが、まず1点目は、238ページ、公共用地先行取得事業特別会計に約9,837万を繰り出ししてるのは、木田余のスポーツ広場って言いましてっけ。

○寺崎スポーツ振興課長 先ほど御説明しましたとおり、木田余の市運動広場、そちらを先行取得した分でございます。

○鈴木委員 要はお金を借りて、取得した部分の費用を今回繰出したという理解でいいのかな。

○寺崎スポーツ振興課長 償還期間が一応15年、こちら常陽銀行さんのほうでお借りしたんですけれども、令和7年度で償還が完了する見込みとなっております。

○鈴木委員 あと2点あります。まず、確認です。説明でフッ化物洗口が小学校でも都和、中村で、大体ざっくり見て1校当たり17、18万の予算でやってて、さっきの幼稚園、保育園のほうともつながるんですが、小学校でも実施した結果、特に問題はなかったですか。

○塚本学務課長 小学校のほうは令和4年度から都和小をモデル校として実施しておりまして、実際の実施に当たりましては、保護者、教職員向けに学校歯科医の方をお迎えしまして、事前にレクといいますか、十分な説明を実施してございます。その中で、実際児童にフッ化物をやる際には、まず水で練習をしまして、誤飲がないような指導をした上で行っております。また、洗口液のほうは希釈されているものを使っているんですが、私はまだちょっと口にしたことないんですけど、かなり苦味があるもので、なかなか飲み込めるような味ではないというものを使用しておりますので、今のところ誤飲というような御報告は聞き及んでおりません。

○鈴木委員 導入に当たって結構賛否あって、特に現場の学校の先生方はものすごいとまでは言いませんが、なかなか抵抗があったと思って、手を挙げてやっていただいたのが当時の校長先生などの理解で、都和、中村ということで、今後もこれを是非広めていってほしいなど。導入から関わってる立場として思うんですけども、2校がそこそこうまくいってるということで、ほかの学校のほうの捉え方っていうのはどうなんでしょうね。

○塚本学務課長 議員おっしゃるように、現場のほうとしましては、やっぱり劇薬を取り扱う、子供の安全はやっぱり第1になりますので、その辺の不安というところは少なからずあるかと感じております。ただ、そういうこともありますので、まずは高学年で成功例を広げていって、徐々に全校でできるように拡大していければいいというようなことで、現在高学年の4年生以上で順次進めているという状況でございます。

○鈴木委員 フッ化物洗口は大丈夫です。度々塚本課長には申し訳ないんですが、今全体的に給食センターも含めて聞いている中で、電気、ガス、油関係の燃料、これの不用額が出てしまってるわけですよ。例えば少し低めで見積もって、予算をとっておいて、足りなかったときの補正っていう手はなかったのかなとは思いますが。

それは職員の皆さんの中のモラルとしてやっていけないことなのかな。どうなんだろう。

○塚本学務課長 予算編成に当たりましては、当然議員おっしゃるように、コストパフォーマンスといいますか、必要最小限のところでは予算編成はしておりますが、昨今のエネルギー価格上昇、すごい上がり幅があったものですから、この時点においては、最善の予算編成をしたところではございます。しかし、議員おっしゃるように、見込みが甘いというところはあったのかもしれませんが、ちょっとこれについては、下げ過ぎてしまうと、補正で何回も対応するという事態も考えられますので、編成上ある程度適正にできたものと考えてございます。

○鈴木委員 予算編成のときに、例えば学校でさっき平岡委員がおっしゃったように、樹木の伐採とか、そういった面でPTAの限界を超えるような樹木の剪定というかね、そういうのが出てきてますんで、同じ教育委員会の中の予算であれば、そういうところにももう少し厚みのある予算編成をしていただいで、それで決算を迎えると。決算のときに何回か補正が途中ありましたっていうのは全然構わないと思うので、その辺はちょっと内部でよく検討して、予算編成の時に反映させていただきたいと思います。

○矢口委員長 私から1点、学校給食費の件でお伺いいたします。244ページですね。昨年10月から無償化されて、歳出の部分では特に変わってくる部分はこの徴収管理事業ということで、3月に補正も入ったという説明がありました。滞納部分を除くと、徴収の事業が無償化が続く限りないと思うんですけど、ちょっと心配なのが繰越ししてる滞納部分の徴収がおろそかになってしまいうんではないかなと、ちょっとだけ心配なんですけど、その点について、御説明いただけますか。

○小池学校給食センター所長 今委員長おっしゃられましたとおり、このまま無償化が続けば、子供たちの徴収する部分はないんですが、教職員等の部分については、引き続き徴収しますので、口座振替手数料とかそういったものは発生してまいります。それと、滞納繰越分、確かにここは私ども頭痛いところで、この無償化したことによるデメリットというんですかね、もう払わなくていいでしょう的な空気が流れておまして、なかなか徴収が厳しい部分は正直でございます。ただ、ここはやっぱり納めていただくものを納めていただかなきゃいけないもんですから、そこは粘り強くやっていかなきゃいけないかなと思っております。それとあと、監査委員さんからも御指摘あるんですけど、ずっと前の滞納繰越分っていうんですか。もうどうしても徴収無理でしょうよという部分は正直でございますので、その部分については、給食費に限らずですけど、債権管理室というところが中心になって、市全体でその辺の整理をしておりますので、その辺は整理をつけた上で、例えば債権放棄とか、そういったしかるべき手続を踏んでいかななくてはいけないのかなというふうに感じております。

○矢口委員長 本当にここをうやむやにしちゃいけないなという部分だと思います。ほかにもございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ただいま説明いただいた中で、委員長報告に載せるべき点がありましたら。全体の部分は改めてお伺いしたいと思いますが、今の説明の範囲でよろしいですかね。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、ここまで全体のところを通しての指摘事項ありましたら。

○鈴木委員 大体今の話で、私からの指摘事項は三つありまして、まず、フッ化物洗口事業について、当初想定されているトラブルも現場では見受けられていないという

ことで、虫歯予防と将来的に見た医療費の削減にも結びつくということで、普及拡大に努力するように求めますというのが一つ。指摘事項として。もう1点は、小学校、中学校の大規模改修、長寿命化事業については、物価高騰、燃料費、人件費の高騰の部分を考慮しながら、引き続き遅れのないように推進してほしいということ。3点目、これは今も言ったところで、小・中学校の樹木の伐採、植栽管理については、生徒児童の安全な学校生活に必要なことであるので、PTA、ボランティアの手の届かない部分については、市の責任において、継続して実行してほしいというのが3点目。

○平岡委員 鈴木議員の発言に全面的に私も賛成しているんですけど、一つだけ。私の立場から。フッ化物洗口に関しては、昨年もここでお願いしたと思うんですけども、現場の教職員の負担にならないように進めていただきたい。支援員を適切に配置していただく。その他いろいろ方法あるかと思いますが、本当に現場の教職員、うっかりすると子供たちの世話や何かで給食を食べ損なうこと等は多々ありますし、それから本当に朝出勤して、気がいたら一日トイレに行っていなかったっていうようなことも往々にしてございますので、更なる負担増にならないような形で取り組んでいただきたいと、私のほうからお願いいたします。

○矢口委員長 平岡委員の意見は、フッ化物洗口の更なる推進の中にその点も盛り込むというようなことでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○矢口委員長 ほかはいかがですか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 鈴木委員が言われたこと以外にございますか。

○福田委員 今年は何となく暑かったわけですね。それ学童クラブも、どこも外に出て遊ばせることができないような状態が長く続いているわけですね。その関係で、なかなか入札がうまくいかないと。そうすると、神立小学校の学童クラブの見通しですね。この辺はどんな感じなんですかね。

○野中保育課長 昨年度はですね、確かに2回入札のほうが不調で見送った経緯がございます。ただし、今年度なんですけど、まず実施設計のほうを行いまして、そちらの実施設計のほうが上がってきまして、10月に入札を行いまして、業者が決定したらすぐに事業のほうを始める予定でございます。あと、前年度との違いですが、前年度のほうはプレハブでの建設のほうを予定していたんですが、今年度は木造ということで、事業のほうを進める予定でございます。

○矢口委員長 それ以外に執行部の皆様に、委員の皆さんから聞いておきたいことはございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 執行部の皆様から何かございますでしょうか。

○塚本学務課長 先週の委員会に付託されました陳情及び請願において御質問をいただきました2点について、確認ができましたので、この場を借りて御報告をさせていただきます。まず、1点目でございますが、通学路点検の陳情に際し、質問のございました道路交通法の30キロ規制に関する法改正でございます。概要としまして、中央線がなく、道幅の狭い生活道路の法定速度を時速30キロに制限する法改正が行われ、2年後になります。2026年の9月に施行となるものでございます。対象となる道路でございますが、中央線や中央分離帯のない1車線の構造が想定されておりまして、目安ということでございますが、道幅が5.5メートル未満の道路が該当する見込みというような状況でございます。つづきまして、2点目でございますが、

教職員定数改善の請願の際に御質問がございました現在の35人学級数について、実情どうですかということですが、小学校208学級のうち206学級のこちらが35人以下の編成となっております、中学校におきましては、92学級全てが35人以下というような編成でございます。

○矢口委員長 ほかにはございませんか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、ここで、特別会計以外の執行部の方は御退室いただいて結構でございます。お疲れさまでございました。暫時休憩といたします。

(午後2時35分休憩)

(午後2時45分再開)

○矢口委員長 再開いたします。特別会計に入ります。

○武井国保年金課長 差替分ということで、多分お伝えあったかと思うんですが、差替えの令和5年国民健康保険特別会計ということで、そちらから説明させていただきたいと思います。それでは、270ページからとなります。国民健康保険特別会計の歳入歳出決算について、御説明いたします。はじめに、国保の加入状況でございますが、令和5年度末の加入世帯は1万8,859世帯で、前年度比で382世帯、2パーセントの減、被保険者数におきましては2万7,549人、前年度比で1,020人、3.6パーセントの減となっております。それでは、歳入決算額の収入済合計額でございますが、こちら271ページの下段を御覧いただきますと、134億6,254万余円で、前年度比で1億5050万余円、1.1パーセントの減となっております。昨年度は4.1パーセント減でしたので、若干減少幅は小さくなっております。この主な要因としましては、1番上の1款国民健康保険税で1億4,491万余円の減と5款の県支出金で3億2,181万余円減を合わせまして、前年度より4億6,672万余円減となっている一方で、7款の繰入金の2項基金繰入金が前年度より4億5,422万余円増から結果的に微減となったと考えております。この基金は後ほど説明いたします。こちらは、県の納付金に充てられるというようなものでございます。つぎに、272ページをお開き願いたいと思います。歳出でございます。歳出決算額の支出済額合計額でございますが、こちら273ページの左の1番下の下段でございますが、記載のとおり134億4,094万余円、前年度比で9,293万余円、0.7パーセントの減となっております。昨年度は3.4パーセントの減でしたので、歳入と同様、減少幅は小さくなっております。この主な要因としましては、2款の保険給付費で前年より2億9,006万余円の減、6款の基金積立金で1億206万余円の減を合わせ、前年度より3億9,212万余円の減となっている一方で、3款国民健康保険事業費納付金が前年度より3億2,394万余円増から結果的に微減となったと考えております。274ページをお願いいたします。令和5年度歳入歳出差引残額は2,160万4,899円で、全額を令和6年度会計に繰越しするものでございます。参考までに前年度の差引残額は7,918万2,565円ということで、5,757万7,666円、72.7パーセントの減でございます。つづきまして、歳入歳出事項別明細書でございます。276ページをお願いいたします。1款国民健康保険税でございます。県に対して支払う国民健康保険事業費納付金の主な財源となるものでございます。総額では、前年度比で1億4,495万8,590円、5.4パーセントの減となっております。令和5年度決算額における一般被保険者分、現年度分の収納率は91.4パーセントで、前年度比0.2パーセントの増となっております。1目一般被保険者国民健康保険税、2目退職被保険者等国民健康保険税とも、医

療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金の三つの区分に分かれており、この後説明させていただきます歳出の第3款国民健康保険事業費納付金の各項に充当される財源となるものでございます。令和6年1月1日より、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分に当たる国民健康保険税の軽減措置の実施のため、医療給付費分の現年課税分と後期高齢者支援金分現年度課税分について、12月議会で減額の補正を行っております。つづきまして、278ページをお願いいたします。中段より下になりますが、4款国庫支出金につきましては、1項、1目災害臨時特例補助金で、東日本大震災の福島原発事故に伴う避難者の国保税等の減免分を補填するために交付されるものでございます。現時点では、対象世帯が4世帯、4人となっております。2目社会保障税番号制度システム整備費等補助金は、国で進めているマイナンバーカードと健康保険証の一体化について、国で作成したひな形に基づいて周知広報するリーフレットの印刷製本費に対して補助金として交付されたもので、5月に増額補正を行っております。3目出産育児一時金臨時補助金は、令和5年度から出産育児一時金が42万円から50万円に引上げられた8万円分に対して国から臨時補助金として支給されることとなったため、9月に増額補正を行っております。つぎに、279ページを御覧いただきたいと思います。5款県支出金は、市の保険給付に要する費用等が県から交付されるものでございます。前年度比で3億2,181万2,449円、3.4パーセントの減となっております。1目、1節普通交付金は、被保険者の医療費である保険給付費の支払に必要な費用が県から全額交付されるもので、主に療養の給付、入院時食事療養費、訪問看護療養費等の給付が対象となります。2節特別交付金につきましては、備考欄1行目の保険努力支援分は、各保険者における医療費適正化や収納率の向上等、国保が抱える課題に対する取組などの努力に対して点数に応じた支援金が交付されるものでございます。2行目の特別調整交付金は、市町村の特別な事情、例えば20歳未満の被保険者が多いことなどによる財政に影響があるなどを考慮して交付されるものでございます。この交付金としては、コロナり患に対して給付している傷病手当金が対象でしたが、対象期間が令和5年度末となったことにより、手当金の歳出が減少するため、3月議会で減額補正を行っております。3行目の県繰入金(2)号分は、県の国民健康保険運営方針に対する取組状況の評価や財政力等を勘案した算定額が交付されるものでございます。4行目の特定健診等負担金は、特定健康診査の実施に対して国と県それぞれ3分の1相当額を負担するものでございます。1番下でございますが、7款繰入金は、一般会計からの繰入金でございます。前年度比で1,662万4,937円、1.8パーセント減となっております。主なものといたしましては、1目、1節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分は、一般被保険者の低所得者に対する保険税額分を県が4分の3、市が4分の1で負担するための繰入れで、額の確定によりまして、3月議会で減額補正を行っております。280ページをお願いいたします。2節保険基盤安定繰入金(保険者支援分)は、低所得者が多い保険者の支援分として一般会計に交付された国2分の1、県4分の1、市4分の1を合わせ、同会計から繰り入れるもので、額の確定により、3月議会でそれぞれ減額補正を行っております。3節保険基盤安定繰入金(未就学児均等割軽減分)につきましては、子育て世代の経済的負担軽減の観点から、制度化された未就学児に係る均等割保険税の5割軽減分の支援分として、国2分の1、県市ともに4分の1で負担するための繰入れで、額の確定により、3月議会で減額補正を行っております。4節職員給与費等繰入金につきましては、職員人件費を一般会計から繰り入れるもので、育児休業に入る職員の代わりに、会計年度職員の勤務時間等延長などによる増額補正を9

月議会で行い、1 2月議会では当初予算での配置と実際の人事異動による配置が異なることによる人件費の差額について、減額補正を行ったものでございます。8節産前産後保険料繰入金につきましては、子育て世代の経済的負担軽減の観点から、制度化された出産に係る被保険者の所得割及び均等割保険税の産前産後期間の免除分として国2分の1、県、市とも4分の1で負担する負担するための繰入れで、令和6年1月より新規に制度化されたため、1 2月議会にて増額補正を行い、額の確定により、3月議会にて減額補正を行っております。実際にこの補助ですけれども、令和5年度が37件、令和6年度に入りまして、8月末時点で38件となっております。281ページをお願いいたします。1目、1節財政調整基金繰入金は、保険給付費等交付金償還金の財源とするもので、当該繰入金を3月議会にて増額補正を行っております。9月議会での補正は、出産育児一時金臨時補助金が国から補助されることに伴い、当初予算計上していたものを減額補正いたしております。8款繰越金でございます。1目繰越金は、令和4年度の決算剰余金で、9月議会にて予算化しております。昨年度よりも1億206万4,746円、56.3パーセントの減となっております。282ページをお願いいたします。9款諸収入でございます。下段の3項雑入でございます。1目一般被保険者等第三者納付金は、交通事故等の第三者の不法行為による保険給付について、県国保連合会に損害賠償の求償事務を委託して収納した賠償金でございます。また、3月議会での減額補正は、国保の被保険者が交通事故による治療費等に関して、加害者との和解が成立しておらず、現在訴訟中であるため、3月議会にて減額補正を行ったものでございます。283ページをお願いいたします。真ん中ですが、3目一般被保険者返納金は、国保の資格喪失後に医療給付を受けた場合など、不当利得に係る返納金でございます。ちなみに、連合会扱いとなっているものは、連合会と保険者間の調整で、連合会から市へ返納されたものでございます。市の扱いにつきましては、市が直接本人へ請求し、返納されたものでございます。歳入は、以上でございます。つづきまして、284ページをお願いいたします。歳出の事項別明細について、御説明いたします。1款総務費でございます。1項、1目一般管理費は国保給付係7名分の人件費と国保事務執行に係る一般事務経費で、執行率は95.8パーセントでございます。つぎに、執行がなかったため、備考欄には記載がございませんが、3月議会にて減額補正しておりますので、その部分を説明いたします。12節の委託料につきましては、海外で病気やけがなどにより現地の医療機関で診察等を受けた場合に、申請により一部医療費の払戻しができます。その審査を国保連合会へ委託しておりましたが、令和5年度は実績がございませんでした。あと、もう1件は先ほど雑入の一般被保険者第三者納付金で説明いたしましたが、交通事故により行った保険給付分の損害賠償請求に関する市顧問弁護士への委託費用についても和解成立していないことから、未執行であるため、3月議会にて減額補正を行っております。285ページをお願いいたします。2項徴税費は、国保税の賦課事務に係る経費でございます。1目徴税総務費は、国保賦課係7名分の人件費でございます。昨年度より職員1名減となったことから、1 2月議会にて減額補正を行っております。2目賦課徴収費は国保税の賦課に係る事務経費で、執行率は95.3パーセントでございます。10節需用費の印刷製本費は国で作成したひな型に基づいて周知広報するリーフレットの印刷製本費で、国から補助金として交付され、5月に増額補正を行っております。286ページをお願いいたします。真ん中、2款保険給付費でございますが、国特別会計の歳出総額の66.9パーセントを占めており、対前年度比で2億9,802万8,105円、3.7パーセントの減となっております。287ページをお願いいたします。1項、1目一般被保

険者療養給付費は、一般被保険者の診療や入院時などの給付分で、前年度比で2億9,258万5,978円、3.7パーセントの減となっております。3目一般被保険者療養費及び4目退職被保険者等療養費は、各被保険者における保険適用となった接骨院費用やコルセットラインなどの給付分に対するものでございます。なお、4目退職被保険者等療養費は、退職者がいなかったことから、執行はございません。5目審査支払手数料は、県国保連合会で行う診療報酬明細書、レセプトの審査とレセプト電算処理の手数料でございます。288ページをお願いいたします。2項高額療養費は一定期間の医療費の自己負担が高額となった場合に、自己負担限度額を超えた分が支給されるもので、1目一般被保険者分の高額療養費負担金は1か月間の医療費の自己負担が高額となった場合に、自己負担限度額を超えた分が支給されるものでございます。2目退職被保険者等高額療養費は、退職被保険者対象者がいなかったことから、執行はございません。3目一般被保険者高額介護合算療養費は、各被保険者における医療と介護保険のいずれも利用する場合の負担を軽減する制度で、医療費と介護料の1年間の負担合計額が高額となった際に、限度額を超えた分が給付されるものでございます。こちらも4目退職被保険者の部分は対象者がいなかったことから、執行はございません。289ページをお願いいたします。4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は、被保険者が出産した際に50万円を限度として支給するもので、前年度よりも1,238万3,030円増、43.3パーセント増となっております。これは、出産育児一時金が42万円から50万人に引き上げられたことによるものです。執行率は、75.8パーセントでございます。5項葬祭諸費、1目葬祭費は、被保険者が死亡した場合に、葬儀を執り行った方に葬儀費用として5万円が給付されるもので、執行率は、87.6パーセントでございます。290ページをお願いいたします。6項傷病手当諸費、1目傷病手当金は、令和2年度から令和5年5月までに新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる被用者が療養のため、労務に服することができないときに、療養中の生活保障として支給するもので、適用期間が延長されないことから、対象者の増加はないため、3月議会で減額補正を行っております。3款国民健康保険事業費納付金でございます。制度改正により、県が市町村ごとに算出した額を国民健康保険事業費納付金として県に支払うもので、1項医療給付費分、2項後期高齢者支援金分、そして、291ページの3項介護納付金分の三つに区分されており、合計で40億7,084万5,321円で、前年度比では3億2,394万9,183円、8.6パーセントの増となっております。292ページをお願いいたします。5款保健事業費でございます。1項、1目特定健診等事業費につきましては保険者に義務付けられている特定健診事業において、メタボリックシンドロームに着目した健診に取り組み、生活習慣病予防対策や生活習慣の改善指導を実施するための経費で、執行率は87.1パーセントでございます。なお、特定健診の国保分の令和5年度の受診率は、速報値で34.8パーセントとなっております。歳出の主なものは、12節委託料の備考欄2行目の検診委託料で、市内や近隣の医療機関、県総合健診協会、市医師会に対する特定健診及び特定保健指導の委託料、また、18節負担金補助及び交付金の備考欄にございます特定健診関連人間ドック等補助金は、人間ドック、脳ドック受診者の特定健診に該当する項目に対する補助でございます。293ページをお願いいたします。2項保健事業費、2目疾病予防費は、医療費適正化対策として実施している診療報酬明細書の点検や特定健診対象以外の分に対する人間ドック検診補助金などに係る経費でございます。執行率は、86.8パーセントでございます。18節負担金補助及び交付金の備考欄に記載の補助金で、1行目の生活習慣病検診補助金は、受診

の効率化を図るため、市が行う基本健診に合わせて、がん検診等を行っており、国保被保険者分の当該健診費用を補助するものでございます。また、その下の人間ドック検診補助金及び脳ドック検診補助金につきましては、特定検診項目以外に対して市単独で助成を行っているもので、先ほど説明させていただいた特定検診関連人間ドック等補助金とあわせて、補助金として支出しております。294ページをお願いいたします。6款基金積立金は、国保特別会計分の財政調整基金積立金で、9月議会で増額補正を行い、積立てを行っております。7款諸支出金でございます。1項、1目一般被保険者等保険税還付金は、社会保険等への切替えや転出に伴う国保税の過年度分の過誤納還付金でございます。つづいて、実質収支に関する調書でございますが、差替分はここまででございますので、恐れ入りますが、当初の決算書の359ページをお開き願います。359ページの下の方でございます。国民健康保険の実質収支は、歳入、総額が134億6,254万8,000円、歳出総額が134億4,094万3,000円で、歳入歳出差引額は2,160万5,000円となります。4の(1)から(3)に記載の継続費通次繰越明許費等の翌年度へ繰り越すべき財源はございません。したがって、令和5年度決算における実質収支額は、2,160万5,000円となるものでございます。

○矢口委員長 国民健康保険特別会計について、御説明いただきました。この件について、質問等ございますか。

○勝田委員 先ほど、前年比で減、加入者も減ってるし、額も相当減るという話だと思うんですが、これの傾向として、国民健康保険に入る方が減っていくというような考えなんですか。

○武井国保年金課長 これは、土浦だけじゃなくても全国的に同じ傾向でございまして、実際前期高齢者から後期高齢者へ移る方が月に多分1,000人ぐらいいるのか。1,000人まで行かないか。100人単位ですね、おりますし、あと、今後考えられるのが、社会保険への人数の適用ですかね。そういった部分でも、国保から抜けられる方が考えられます。あとは、大きな問題としては人口減というのも考えられますので、本当に全国的に見てもうちと同じように、前年と比べると4パーセント前後、国保の被保険者は減っている状況でございまして、今後増えるという見込みは全くないと思われまして。

○矢口委員長 ほかにありますか。

(「なし」という声あり)

○武井国保年金課長 ないようですので、後期高齢者医療特別会計のほうに移ってまいります。後期高齢者特別会計ということで、298ページをお願いいたします。差替えには入ってませんので、そのまま当初の決算のほうでよろしく申し上げます。それでは、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算について、御説明いたします。はじめに、後期高齢者医療の加入状況でございますが、令和5年度末の被保険者数は、2万3,274人で、前年度比で748人、3.3パーセントの増となっております。令和5年度以降、団塊の世代が順次、後期高齢者医療制度に移行しており、被保険者数は増加傾向となっております。それでは、歳入決算額の収入済額合計でございますが、299ページ、左側の下段でございますが、22億4,297万余円、前年度比で6,978万余円、3.2パーセントの増となっております。主な要因としましては、1款後期高齢者医療保険料で、前年度比5,356万余円、3.1パーセント増によるもので、被保険者数の増加に伴う増収でございます。300ページをお願いいたします。つぎに、歳出でございます。歳出決算額の支出済額合計でございますが、

301ページ、左枠の下段に記載のとおり、22億4,146万余円、前年度比で7,217万余円、3.3パーセントの増となっております。主な要因としましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金で、前年度比7,542万余円、3.7パーセント増によるものでございます。302ページをお願いいたします。令和5年度歳入歳出差引残額は151万190円で、この全額を令和6年度会計に繰越しするものでございます。参考までに、前年度の差引残額は390万795円で、239万605円、61.3パーセントの減でございます。つづきまして、歳入歳出事項別明細書でございます。304ページをお願いいたします。歳入の事項別明細から御説明いたします。1款後期高齢者医療保険料は、被保険者の医療給付費に充てる財源として徴収するもので、年金から差し引かれる特別徴収と納付書により納付する普通徴収の二つの方法で納付方法がでございます。総額では、前年度比で5,356万7,774円、3.1パーセントの増となっております。1目特別徴収保険料と2目普通徴収保険料の現年度分の収納率は99.2パーセントで、前年度比と同率でございますが、過年度分を合わせた全体収納率は98.1パーセントで、前年度比0.2パーセントダウンしている状況でございます。305ページをお願いいたします。3款繰入金でございます。1目事務費繰入金は、職員の人件費や電算処理業務委託料などの事務費に対する一般会計からの繰入れで、人事異動に伴う職員構成の変動による人件費の増により、12月議会で増額補正を行っております。また、消費税申告分の増額があったため、3月議会で増額補正を行っております。2目保険基盤安定繰入金、1節保険基盤安定繰入金の備考欄一つ目の低所得者の保険料軽減分は、低所得者の保険料軽減分の一定割合を公費で負担するため、一般会計に交付された県支出金に市費分を合わせて同会計から繰り入れるもので、額の確定により、3月議会で減額補正を行っております。また、その下の被用者保険被扶養者の保険料軽減分は、後期高齢者医療制度加入前に会社の社会保険など、健康保険の被扶養者であった場合、加入後2年間に限り、均等割額の5割と所得割額の全額は軽減されることから、保険料軽減分を公費で負担するため、前述の低所得者の保険料軽減分と同様に、一般会計に交付され、県支出金に市分を合わせて同会計から繰り入れるものでございます。3目保健事業繰入金は、健康診査業務に係る委託金で、令和4年度までは特別会計の雑入として入金しておりましたが、一般会計へ入金先を変更したため、3月議会で増額補正を行っております。4款繰越金でございます。1項、1目繰越金は、令和4年度の決算剰余金で、9月議会で予算化しております。昨年度より、63万1,165円、19.3パーセント増となっております。歳入は、以上でございます。つづきまして、歳出の事項別明細について、御説明いたします。308ページをお願いいたします。1款総務費の1項、1目一般管理費は、後期高齢者医療に係る事務経費で、経常的なものでございます。執行率は、94.5パーセントでございます。21節補償補填及び賠償金及び26節公課費につきましては、平成20年から茨城県広域連合からの後期高齢者健康診査業務委託金を特別会計で受入れており、これまでの消費税の納税義務がないと誤認し、申告を行わなかったことから、過年度に遡り、平成30年度から消費税の申告が必要であったこと及び国税通則法の規定に基づく無申告加算税並びに延滞税が生じたことによる支出であり、3月議会で増額補正を行っております。309ページをお願いいたします。2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。備考欄の一つ目の後期高齢者医療広域連合納付金は、収納済みの保険料を広域連合へ納付するもので、前年度比で5,665万8,434円、3.3パーセントの増となっております。備考欄の1番下、後期高齢者医療保険基盤安定納付金は、低所得者等の保険料軽減に係る

公費負担分の広域連合への納付金で、一般会計に交付された県支出金に市費分を合わせて納付するものでございます。前年度比で1,874万5,790万余円、5.3パーセント増となっております。いずれも額の確定により、3月議会で減額補正を行っております。3款保健事業費でございます。1項、1目健康診査費は、広域連合から受託して行う後期高齢者医療被保険者の健康診査を行うための費用でございます。12節委託料は、被保険者の健康診査の基本項目について、市医師会及び県総合健診協会に委託するものでございます。2目疾病予防費は、広域連合が指定する健康診査の基本項目以外について、市単独で助成をするものでございます。18節負担金補助及び交付金の補助金は、被保険者の人間ドック及び脳ドックの補助で受診した医療機関に対して定額を助成するものでございます。310ページをお願いいたします。4款、2目一般会計繰出金は、令和4年度決算剰余金の繰出金を一般会計へ繰り出すため、9月議会で増額補正を行っております。歳入、歳出の事項別明細につきましては、以上でございます。つづきまして、360ページをお願いいたします。こちらの上の表が後期高齢者医療の実質収支に関する調書でございます。後期高齢者医療の実質収支は、歳入総額が22億4,297万8,000円、歳出総額は22億4,146万8,000円で、歳入歳出差引額は151万円となります。4の(1)から(3)に記載の継続費逡次繰越、繰越明許費等の翌年度へ繰り越すべき財源はございません。したがって、令和5年度決算における実質収支額は151万円となるものでございます。以上が令和5年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。

○矢口委員長 ただいまの件につきまして、質問等ございますか。参考までにお伺いしたいんですけど、健康診断の項目がさっきありましたよね。あれは、後期高齢者だから、私もいつか分かるようになるんでしょうけど、特別な項目が増えたり、減ったりしているんですか。一般の方と比べて。

○武井国保年金課長 特に一般の方との検査項目は変わってないですね。やり方も一緒ですね。補助の金額も一緒でして、通常の間ドックですと2万円で、脳ドックですと2万7,000円の補助をしておりますので、検査項目は一般の方とは変わらないです。特別何かを増やしてというわけじゃないものですから、

○矢口委員長 受診率なんかも分かりますか。

○武井国保年金課長 15パーセント前後だったかと思えます。申し訳ございません。後ほどお伝えさせていただきます。

○矢口委員長 別の機会で構いません。一般の方よりは低いということですね。

○武井国保年金課長 理由は通院されているケースが多いと思うんですけど。

○羽生保健福祉部長 後期の方、当然先ほど言われましたように、病院に皆さん通院してるので、ドックだとか、人間ドックだとか、そういった検診なんか要らないよと。常に病院に行ってるんで、大丈夫だよと。通知を送っても、やっぱり受けないというのが通例で、国保でずっと人間ドックやった方は後期に移られても人間ドックやっぱりやっています。現状としては。そういった方は常にずっと続いているんですけども、国保の世代の時点でも通院された方は、やっぱり後期になっても通院はしてるんで、健診を受けないと。そこ以下に我々のほうで通知をして、広報もやっていますけれども、そこをいかに検査をしていただいて、病気にかかっているんで、その項目だけ検査するんですけど、それ以外の部分をやらないという方がほとんどでございますので、そこを何とか拾い上げて、健診を受けて、医療費を削減していくということをやりたいと考えてございます。

○矢口委員長 私も結局お医者さんにかかっているから、受けなくても大丈夫なのかなと思ったけど、そうではなくて、体の別の部分で検査を受ければ、異常が見つかって、早く治療にかかれるっていうメリットあるわけですね、受けてない方も。ほかににございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 この二つの会計に特別会計に関して、委員長報告に盛り込むべき項目はございますか。今の健康診断の受診率向上に更に取り組むようにというのは入れますか。

(「入れましょう」という声あり)

○矢口委員長 入れさせていただくということで、よろしくお願ひします。ここで暫時休憩いたします。

(午後3時35分 休憩)

(午後3時42分 再開)

○矢口委員長 再開いたします。では、介護保険特別会計の部分を御説明お願ひいたします。

○刈山高齢福祉課長 資料は差替えのほうの介護保険特別会計の決算書のほうお願ひいたします。資料の説明に入ります前に、介護保険のほうの状況でございます。第1号被保険者数の状況でございますが、令和5年度末現在が被保険者数が4万958人、これは前年度ですね、4年度末で4万905人と比較いたしますと、53人、0.1パーセントの増加となっております。要支援、要介護の認定者数、こちら認定された方ですね、令和5年度末で7,505人、前年度4年度末ですと7,255人でしたので、比較いたしますと250人、3.4パーセントの増、被保険者数に比べますと、増えているというような状況でございます。こちらのほうは、前から説明がありますとおり、重層的支援体制整備事業に位置づけられました事業が介護保険特別会計から一般会計へ移行しております。そのため、全体的に減るのかなと思いましたが、そういうわけではなく、やはり、要介護認定者数が増えているような状況からですね、介護給付費等の費用が伸びまして、前年度から歳入歳出とも増額となっている状況でございます。それでは、決算書の314、315ページ、見開きのほうをお願ひいたします。315ページの下段の1番左側でございますが、歳入合計でございます。歳入済額が125億8,139万4,022円で、前年度比べますと4億1,976万余円、3.5パーセントの増でございます。収入率は、99.3パーセントとなっております。つづきまして、316、317ページの見開きのほうをお願ひいたします。つぎに、歳出でございます。317ページの下段の1番下、歳出合計でございます。支出済額が124億9,782万936円で、前年度比で5億6,318万余円、4.7パーセント増、執行率が98.3パーセントとなっております。つぎに、318ページをお願ひいたします。歳入歳出差引残高ですね、記載のとおり、8,357万3,086円、全額を令和5年度に繰り越すため、今議会で補正予算のほうを提出しているところでございます。320ページをお願ひいたします。令和5年度介護保険、介護事業勘定の歳入歳出決算事項を事項別明細書につきまして、主なものを御説明させていただきます。はじめに、歳入でございます。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料の収入済額は、前年度比で0.2パーセント増の26億5,495万9,280円となっております。三つ目の枠のほうに飛びまして、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金につきましては介護給付費の20パーセント、施設分については15パーセントが交付されるものでござ

ざいまして、1節現年度分介護給付費負担金につきましては、当初予算を上回ることが見込まれたことから、3月議会で増額補正を行っております。収入済額は、前年度比で11.9パーセントの増となっております。321ページをお願いいたします。二つ目の枠、2項国庫補助金、1目調整交付金の1節現年度分調整交付金につきましては、当初予算を上回ることが見込まれたことから、3月議会で増額補正を行っております。収入済額は、前年度比で9.3パーセントの増となっております。その下、2目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業につきましては、介護予防日常生活支援総合事業費の20パーセントが交付されるもので、当初予算を上回ることが見込まれたことから、11月議会で増額補正をいたしましたが、交付金対象の一部事業が重層的支援体制整備事業に移行したことから、収入済額は前年度比で0.2パーセントの減となっております。3目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業につきましては、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業の地域支援事業費の38.5パーセントが交付されるもので、ほぼ予算増予算同額の収入済みとなっておりますが、交付金対象の一部事業が重層的支援体制整備事業に移行したことから、収入済額は前年度比で75.5パーセントの減となっております。4目介護保険災害臨時特例特例補助金につきましては、福島県の原発事故により、避難指示区域等から本市に被災避難されている方2名の自己負担額の減免及び13名の介護保険料減免分について、国から交付されるもので、3月議会で増額補正をしております。つぎに、322ページをお願いいたします。5目保険者機能強化推進交付金につきましては、市町村が保険者としての機能役割を果たしているか、介護予防を推進しているかを国が評価した内容に応じて交付されるもので、3月議会で減額補正をしております。収入済額は前年度比で33.7パーセントの減となっております。減額の理由といたしましては、国の予算が47億5,000万円縮減されたことによりまして、市町村への配分金が減額されたものでございます。つづきまして、6目介護保健保険者努力支援交付金につきましては、市町村による介護予防健康づくり、高齢者の自立支援、重度化防止等の取組、国が定める基準の評価、結果に応じて交付されるもので、3月議会で減額補正を行っております。収入済額は前年度比で4パーセントの減となっております。減額の理由といたしましては、本市の評価点数は前年度よりも上がっておりまして、県平均、全国平均が上がっているため、配分が減額となったことが考えられます。8目介護保険事業費補助金につきましては、令和6年4月からの介護報酬改定に伴うシステム改修を行うための経費について、国から補助率2分の1交付されたもので、12月議会で増額補正をしております。つづきまして、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金につきましては、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の介護保険納付金分に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、介護保険給付費の27パーセントが交付されるもので、1節現年度分介護給付費交付金につきましては、当初予算を下回ることが見込まれたため、3月議会で減額補正をしておりますが、収入済額は前年度比で4.3パーセントの増となっております。323ページをお願いいたします。2節過年度分介護給付費交付金につきましては、令和4年度精算に伴う追加交付分で、9月議会で増額補正をしております。2目地域支援事業支援交付金、1節現年度分地域支援事業支援交付金につきましては、介護予防日常生活支援総合事業の27パーセントが交付されるもので、当初予算を上回ることが見込まれたことから、12月議会で増額補正をしております。収入済額は、前年度比で18.2パーセントの増となっております。2節過年度分地域支援事業費支援交付金につきましては、令和4年度

精算に伴う追加交付分で、9月議会で増額補正をしております。5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金につきましては介護給付費の12.5パーセント、施設分については17.5パーセントが県から交付されるもので、当初予算を上回ることが見込まれたことから、3月議会で増額補正をしております。収入済額は前年度比で1.5パーセントの増となっております。324ページをお願いいたします。2項県補助金、1目地域支援事業交付金介護予防日常生活支援総合事業、1節現年度分地域支援事業交付金につきましては、介護予防日常生活支援総合事業費の12.5パーセントが交付されるもので、当初予算を上回ることが見込まれたことから、12月議会で増額補正をしておりますが、収入済額は前年度比で0.6パーセントの減となっております。2目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業、1節現年度分地域支援事業交付金につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業費の19.25パーセントが交付されるもので、ほぼ予算同額の収入済みとなっておりますが、交付対象の一部が国と同様、重層的支援体制整備事業に移行したことから、収入済額は前年度比で75.5パーセントの減となっております。6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金の利子分で、3月議会で増額補正をしております。7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節現年度分介護給付費繰入金につきましては介護給付費の市負担分で、12.5パーセントについて、一般会計から繰入れするもので、当初予算を上回ることが見込まれたことから、3月議会で増額補正をしております。収入済額は、前年度比で10.6パーセントの増となっております。325ページをお願いいたします。2目地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業、1節現年度分地域支援事業繰入金は、介護予防日常生活支援総合事業費の市負担分12.5パーセントについて、一般会計から繰入れするもので、当初予算を上回ることが見込まれたことから、3月議会で増額補正を行いました。収入済額は前年度比で7.8パーセントの減となっております。3目地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業、1節現年度分地域支援事業繰入金につきましては、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業費の市の負担分で、19.25パーセントについて、一般会計から繰入れするもので、交付金対象の一部が重層的支援体制整備事業に移行したことから、収入済額は前年度比で75.1パーセントの減となっております。4目低所得者保険料軽減繰入金、1節現年度分低所得者保険料軽減繰入金につきましては、介護保険料第1段階から第3段階の低所得者に対して介護保険料を軽減するもので、軽減額のうち国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1を負担するものでございまして、国、県の負担金を一般会計で受けまして、市の負担分と合わせて一般会計から繰出しをしていただく、こちらへ繰入れするものでございます。当初予算を上回ることが見込まれたことから、3月議会で増額補正を行っております。収入済額は、前年度比で0.1パーセントの増となっております。5目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金につきましては、高齢福祉課職員のうち介護保険関係を担当する職員19名分の人件費で、12月に人事異動等に伴う増額補正を行っております。326ページをお願いいたします。2節事務費繰入金につきましては、介護保険事業に係る事務経費で、令和6年4月からの介護報酬改定に伴うシステム改修を行うための経費について、市負担分を12月議会で増額補正を行っております。2項基金繰入金、1目、1節介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護給付費を財源介護給付費の財源が不足した際に、基金を取崩して充当するものです。不足が見込まれたこ

とから、12月議会及び3月議会で増額補正を行いました。保険料で賄えたことから、1億5,000万円の取崩しとなっております。8款、1項、1目、1節繰越金につきましては、令和4年度の介護保険料決算剰余金並びに国、県の補助金や支払基金交付金の超過交付分、更には一般会計からの繰入金の剰余金を令和5年度に精算するため、9月議会で増額補正を行ったものでございます。327ページをお願いいたします。諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1節、第1号被保険者延滞金につきましては、第1号被保険者に対する保険料の延滞金で、当初予算を下回ることが見込まれたことから、3月議会で減額補正をしております。9款諸収入、2雑入、1節第3者納付金につきましては、交通事故等の第3者行為が原因で介護が必要な状態になったり、介護の必要度が重症化して介護サービスを利用した場合に、第三者から納付となったもので、求償事務を国民健康保険団体連合会に委託しており、当初予算を上回ることが見込まれたことから、3月議会で増額補正をしております。2目、1節返納金につきましては、介護報酬の過払金の返還金でございます。3月議会で増額補正を行っております。なお、収入未済額につきましては、引き続き返済するよう求めてまいります。歳入につきましては、以上でございます。つづきまして、328ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、備考欄一つ目の職員人件費19人分の人件費、二つ目の一般管理事業の電算業務等の一般事務経費でございます。12月に人事異動に伴う増額補正及び令和6年4月からの介護報酬改定に伴うシステム改修費の増額補正を行っております。329ページをお願いいたします。2項徴収費、1目賦課徴収費につきましては、納入通知書等の郵送費や作成委託料が主なものでございます。3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費につきましては、介護認定審査会に係る委員36人に対する報酬が主なもので、令和5年度は202回の審査会を開催いたしております。2目認定調査費等認定調査事業につきましては、介護認定調査等に係る会計年度任用職員7人分の人件費、330ページに移りまして、11節役務費、手数料の要支援、要介護認定の判定の資料となります主治医意見書の作成料7,530件分、12節委託料の特別養護老人ホーム等施設に郵入所されている方や遠方の施設にいらっしゃる方の認定調査を指定居宅介護支援事業所等をお願いしております。要介護認定調査委託料が主なものでございます。331ページをお願いいたします。下の二つ目の枠になります。2款介護給付費でございます。介護保険サービス利用者に対する保険給付費給付費用でございます。執行率が93.5パーセントで、介護保険特別会計のうちの全額の93.5パーセントを占めているものでございます。支出済額は前年度比で5億4,468万余円、4.9パーセントの増となっております。それでは、1項のほうに移りさせていただきます。1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が利用した居宅介護サービス費用を負担割合に応じてサービス提供事業者を支払ったもので、当初予算を上回ることが見込まれたことから、3月議会で増額補正を行っております。前年度比で2億2,175万余円、5.1パーセントの増となっております。一つ飛びまして、3目施設介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が施設に入所して利用したサービス費用を負担割合に応じて施設サービス事業者を支払ったもので、当初予算を上回ることが見込まれたことから、3月議会で増額補正を行っております。前年度比で1億5,687万余円、4.4パーセントの増となっております。つづきまして、332ページをお願いいたします。二つ目の5目居宅介護福祉用具購入費につきましては、要介護認定者が入浴補助用具やポータブルトイレなどの福祉用具購入費用を負担割

合に応じて10万円を限度に償還払をしたものでございます。6目居宅介護住宅改修費につきましては、要介護認定者の方が手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際に、負担割合に応じて20万円を限度に利用者に償還払したものでございます。7目居宅介護サービス計画給付費につきましては、要介護認定者が介護保険サービスを利用する際のケアプランの作成費用を作成事業者を支払ったもので、前年度比で2,193万余円、3.4パーセントの増となっております。つづきまして、333ページをお願いいたします。9目地域密着型介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が利用したグループホームや認知症対応型デイサービスなどの地域密着型サービス費用を負担割合に応じてサービス提供事業者を支払ったもので、当初予算を上回ることが見込まれたことから、3月議会で増額補正を行っております。前年度比で9,990万余円、6.9パーセントの増となっております。つづきまして、1目介護予防サービス給付費につきましては、要支援1と要支援2の方が利用した介護予防サービス費用を負担割合に応じてサービス提供事業所に支払ったもので、前年度比で82万余円、0.8パーセントの減となっております。334ページをお願いいたします。二つ目の4目介護予防住宅改修費につきましては、要支援1と2の方が手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際に、負担割合に応じて20万円を限度に利用者に償還払したものでございます。5目介護予防サービス計画給付費につきましては、要支援1と要支援2の方が介護予防サービスを利用する際のケアプラン作成費用を作成事業者である地域包括支援センターに支払ったもので、前年度比で129万余円、5.8パーセントの増となっております。つづきまして、335ページをお願いいたします。3項その他の諸費、1目審査支払手数料につきましては、茨城県国民健康保険団体連合会が行っております事業所からの請求に関する審査及び事業所への支払手数料でございます。つづきまして、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費につきましては、介護保険利用者の介護保険サービス利用者の負担したサービス費用が一定額を超えた場合、その超えた額について、償還払をしたものでございます。当初予算を下回ることが見込まれたことから、3月議会で減額補正を行っておりますが、前年度比で3,259万余円、11.6パーセントの増となっております。つづきまして、336ページをお願いいたします。5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費につきましては、医療保険と介護保険を合わせた自己負担額が一定額を超えた場合に、その額を超えた額について、償還払をしたものでございます。6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費につきましては、介護保険認定者のうち、非課税世帯の低所得者である施設利用者に対し、居住費及び食費の自己負担額分を軽減した費用でございます。337ページをお願いいたします。3款地域支援事業、1項介護予防生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、要支援の方又は日常生活支援総合事業対象者が利用した訪問型及び通所型サービス利用に係る費用を負担割合に応じてサービス提供事業者を支払ったものが主なもので、当初予算を上回ることが見込まれたことから、12月議会で増額補正を行っております。前年度比で2,085万余円、13.6パーセントの増となっております。2目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、日常生活支援総合事業の対象者がサービスを利用する際のケアプランの作成費について、作成事業者を支払った費用で、当初予算を上回ることが見込まれたことから、12月議会で増額補正を行っております。前年度比で479万余円、18パーセントの増となっております。338ページをお願いいたします。下のほうの枠、2項、1目一般介護予防事業につきましては、運

動、口腔ケア、低栄養改善や社会参加などを軸とするフレイル予防、啓発教室など、高齢者がいつまでも元気で要介護状態にならないようにするための事業を利用した費用でございます。また、12月の人事異動等に伴う減額補正を行っております。なお、生きがい対応型デイサービス事業が重層的支援体制整備事業に位置付けられ、介護保険特別会計から一般会計へ移行しておりますことから、前年度比で80.9パーセントの減となっております。339ページをお願いいたします。下の枠の3項包括的支援事業・任意事業、1日任意事業につきましては、介護保険の適正化や高齢者と、その家族の支援のための事業を保険者、いわゆる市町村が独自で実施しているものでございます。主なものといたしましては、340ページをお願いいたします。備考欄一つ目の丸、認知症サポーター養成事業、下の高齢者等在宅生活支援配食サービス事業、その下の高齢者見守りネットワーク事業の見守りキーホルダー事業、これらの委託料が主なものでございます。340ページ下の枠、2目在宅医療・介護連携推進事業につきましては、多職種協働による在宅医療と介護を一体的に提供できる支援体制の構築、運営を図るための事業に要した費用で、主なものといたしましては、備考欄記載の講師謝礼、協議会委員謝礼が主なものでございます。また、12月人事異動等に伴う増額補正を行っております。341ページをお願いいたします。2段目の枠でございます。3目認知症総合支援事業費につきましては、認知症対応業務に係る事務経費で、主なものといたしましては、市内2か所で開催しております認知症カフェと地域包括支援センターに設置してございます認知症初期集中支援チームの委託料が主なものでございます。342ページをお願いいたします。二つ目の枠、4項その他諸費、1目審査支払手数料につきましては、国民健康保険団体連合会が行っております事業所からの日常生活支援総合事業分の請求に関する審査及び事業所への支払手数料でございます。当初予算を上回ることが見込まれたことから、12月議会で増額補正を行っております。次の4款、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金につきましては、令和4年度の介護保険料決算剰余金や基金の利息、過年度分の介護給付費の追加交付分などを介護準備基金に積立てたものでございます。343ページをお願いいたします。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金につきましては介護保険料の過誤の還付金で、介護保険料につきましては前年の所得に応じて算定されているもので、被保険者が修正申告等をした場合には、介護保険料についても更正を行います。その額が減額となった際に、過誤納還付金として返還するものでございます。2目の償還金につきましては、令和4年度の国、県への介護給付費負担金等の返還金で、9月議会において増額補正を行っております。2項繰出金、1目一般会計繰出金の備考欄、一般会計精算事業につきましては、先ほど御説明しました償還金と同様に、令和4年度一般会計から繰入れた介護給費等について、実績が確定したことから、超過受入分について、市の一般会計に返還したもので、9月議会において増額補正を行っております。また、重層的支援体制整備事業繰出金につきましては、介護保険特別会計から一般会計へ移行した事業の財源となります。1号保険料相当分23パーセントと2号保険料相当分の27パーセントを一般会計へ繰り出したものでございます。歳出につきましては、以上でございます。つづきまして、決算書の差替えではないほうですね、そちらに見ていただきまして、実質収支の部分でございます。360ページでございますので、ページとしては、後期高齢と同じページになります。その下の段でございます。実質収支に関する調書でございます。下段の介護保険保険事業勘定の実質収支につきましては、歳入総額が125億8,139万4,000円、歳出総額124億9,782万1,000

円で、歳入歳出差引額は8,357万3,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は8,357万3,000円となります。

○矢口委員長 ただいまの件について、御質問等ございますか。

○吉田(千)委員 介護保険特別会計第3款の地域支援事業の中で、一般介護予防事業費ということで、昨年もそうでありましたけれども、要支援、要介護は増えてるという理解でよろしかったですか。

○刈山高齢福祉課長 おっしゃるとおり、増えているというような状況でございます。分析といいますか、増えた理由といいますか、そちらはちょっとなかなか難しいところもございございますが、一般的に言われておりますのが、やはり、コロナで出歩かなくなってしまったので、若干QOLが落ちてきてるってところが一般的には言われているところと、ただ事業の認定者が増えている中には、そういったことから、住宅改修の手すりとかを付けたりとか、そういうことをお医者さんに勧められて、特にほかのところはつかないんですけども、そういった住宅改修ですとか、そういう簡単なものだけをやるっていうようなことで、認定を受けられる方がちょっと多くなっているような状況はございます。

○吉田(千)委員 介護予防事業、様々取り組んでいただいて、その効果が少しずつではあります、出ているという状況があると思うんですが、今お話しいただいたように、やはり、なかなか要支援、要介護、この辺を本当に減らしていきたいところではあるけれど、現実様々な要因があって、住宅のそういったことも今一緒にやりながらという、そういう状況があらうかと思うんですけども、いろんなこれを減らしていくためにですね、今の事業をしっかりとやっていただくと同時にですね、何とかそういった方が少しでも増えないというか、そのために事業の普及、そういったことを改めてお願いできればというふうに思った次第でございます。

○刈山高齢福祉課長 これからも介護予防事業につきましては、力を入れていきたいところでございますので、そのほかの方法とかございましたら、情報提供をいただければ助かりますので、よろしく願いいたします。

○吉田(千)委員 今おっしゃっていただいた、昨年度に引き続いて事業の普及に努めていただきたいということを意見として、昨年同様に盛り込んでいただければ有り難いかなというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○矢口委員長 昨年同様に、その意見を盛り込むということで、この件に関してはよろしいですね。

(「はい」という声あり)

○矢口委員長 ほかにございますか。

○平岡委員 認知症初期集中支援チームというのが先ほどお話の中にあっただかと思うんですけども、これはどのような形で行われているか。御説明いただくと有り難いです。

○刈山高齢福祉課長 そちらにつきましては、いわゆる地域包括支援センターの2か所、うららと神立のほうに委託して行っている事業なんですけれども、その認知症に関する、お医者さんにつながっていない方、そういう方を見つけたときには、支援チームのほうで事情を聞いて、それをつなげていくというような。簡単に言ってしまうと、そういうふうな事業でございまして、その支援チームの中には、お医者様のほうも加わっていただいて、チームを組んで、総合的にバックアップしていくというようなことをやっております。

○平岡委員 これは、医療につないで、医療を基本としたチームワークで支えていくというふうに受け止めてよろしいですか。

○刈山高齢福祉課長 医療というよりも、適正な介護につなげていくというのが、まず、第1には医療ということにもつながってくるかと思うんですけれども、お医者さんの医療につなげていくのか、その方の状況によっては、認知症があるので、医療ではなくて介護のほうの支援事業につなげていくのかというのは分かれるところかと思っております。

○矢口委員長 私から一つ、お伺いします。339ページにあった介護保険適正化事業というのは、実際にどのようなことを行われていますか。

○刈山高齢福祉課長 適正化事業につきましては、いわゆる介護保険のほうに、診療報酬明細書というのがございますが、その請求をいただいた資料を国保連合会のほうにぶつけてもらって、その中で医療を受けているものについては、訪問介護を受けているような方が看護でも、介護のほうでも受けているとか、そういうダブって受けているような方ですとか、あと、施設に入っているにも関わらず、施設のほうの医療機関ではなくて、別な医療機関にかかっていると、そういうのを注視して、おかしいなところを見つけるというのが1点ございます。それと、5年度までは、通信運搬費で見ていただいて、6月の時に辞めてしまったってお話したんですけども、介護給付費の通知をして、費用がいわゆる御自身が払ったものよりもちょっと払い過ぎてるんじゃないかというようなものを見つけていただくとか、これちょっと余り効果がなかったんですけど、前回御報告したように、今年度終わりになってしまったんですけども、そういったところを中心に見せていただくと。あとはですね、ケアプラン検討委員会っていうのを設けまして、そちらのほうに報酬を払ってるところもあったかと思うんですが、適正化事業の報酬の中で、ケアプラン検討委員会、こちらの専門の方、会長が厚生病院の塚原先生なんですけれども、看護師、看護協会の方にそこは入っていただきまして、ケアプランのほうをチェックしていただく。その中で、不適切なケアについては、ケアマネジャーを指導していくというような事業なんですけれども、そういったところもやらせていただいているといったところの費用でございます。報酬として入っているところ、あと、会計年度任用職員の1名が通知ですとか、いろんな雑用等をやっていただく事務補助員として1人雇っているというようなところでございます。

○吉田(千)委員 昨年に引き続き特定健診の事業費については、多くの方が健康診断を受診することができるように、改めて周知をしていただきますようお願いしたいと存じます。

○武井国保年金課長 今委員がおっしゃったとおり、健診のほうもちょっと受診率を高めたいという部分もありまして、その後の特定があるんですけど、今回市のほうで非常勤で会計年度ではございますが、保健師さんを2名配置させていただいて、一般にここ数年健診を受けてない方とか、そういった方に直接お電話なんかで連絡等を始めました。

○矢口委員長 今のお話は、今年度から2人増員して、その方は専属で健診を受けてもらうために仕事をされてるということ。

○武井国保年金課長 あと、1番重要なことは、実際に健診、現場のほうに行っただけですね、その時に保健指導等も含めて、どちらかというところそっちがメインなんですけど、デスクワークの時にはなるべく受診勧奨という形で、一応保健師さんが直接やっていただけるような体制で今年度から始めました。

○矢口委員長 引き続き取り組んでほしい旨を入れるということによろしいですよ
ね。

(「はい」という声あり)

○矢口委員長 それは、国保のほうですね。委員長報告に盛り込む内容を挙げていた
だきましたけども、この特別会計三つに関して、改めて質問とか、委員長報告に入れ
るべき項目があったら今御発言いただきたいと思うんですが、以上でよろしいでしょ
うか。

(「はい」という声あり)

○矢口委員長 それでは、賛否を確認いたします。この決算について、賛成の方は挙
手願います。

(6名全員挙手)

○矢口委員長 全員賛成と認めます。よって、認定第1号は原案どおり決しました。
以上で予算決算委員会文教厚生分科会を終了いたします。